HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 法的責任判断過程の社会心理学的分析　－認知者の立場の相違が責任判断に与える影響－ |
| Author(s) | 山田, 裕子 |
| Citation | 北大法学論集, 52(2), 328-289 |
| Issue Date | 2001-07-31 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/15084 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 52(2)_p328-289.pdf |

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

# 法的責任判断過程の社会心理学的分析

## ―― 認知者の立場の相違が責任判断に与える影響 ――(1)

山　田　裕　子

1．研究の背景
　1．1．問題関心
　1．2．責任判断のバイアスの研究
　1．3．責任判断過程の研究
2．実証的研究
　2．1．実証研究の目的
　2．2．実験計画
　2．3．方法
　2．4．実験1の結果
　2．5．実験2の結果
3．考察
　3．1．仮説の検証
　　3．1．1．質問項目のグループ化
　　3．1．2．仮説1の検証
　　3．1．3．仮説2の検証
　　3．1．4．仮説3の検証
　3．2．責任判断の構造
4．まとめ

# 1．研究の背景

## 1．1．問題関心

法の専門家にせよ、一般人にせよ、法的な判断を行うときには責任の所在すなわち責任の帰属が問題となる。この責任の帰属は社会心理学においては帰属理論の領域で研究が行われてきた。

帰属の研究は、出来事の因果関係を人がどのように判断するかというハイダー(1978、原著1958)による原因の帰属の研究から始まった。人はある出来事に遭遇したとき、その原因を追及し、特定することによって、その出来事の意味を理解する。こうすることで、将来の予測を可能にするのである。帰属研究はその後、帰属のエラーやバイアスなどの研究に加えて、本稿で扱う責任の帰属、道徳判断、さらに教育や臨床などの応用的な分野での研究へと、様々な方向に発展した(外山、1991：38)。

責任判断は原因の帰属と不可分の関係にある。しかし責任の帰属は因果性のみで決まるものではない。因果性と責任との関係については、ハイダー(1978：140-143、原著1958)が以下のような5つの段階を分類した。(1)直接の因果関係がなくても、何らかの関係性を有するために責任を問われる段階、(2)当人が生じさせた事柄はすべてその責任とされる段階、(3)自分の行為の結果として生ずることを予見しえた事柄に対して責任を問われる段階、(4)当人が意図したことのみについて責任を問われる段階、(5)意図された事柄であっても、その動機の源泉が当人以外に求められれば、当人の責任が阻却ないし軽減される段階である。これらの分類について、Hamilton (1978: 317-320) はそれぞれが法律上の概念である「代理責任」、「厳格責任」、「過失責任」、「刑事責任」、「違法性ないし責任の阻却事由」に対応すると指摘している。すなわち、責任の帰属を決めるものとして、因果関係以外にも、何らかの関連性、意図、予見性、正当化事由などが存在するわけである。さらに、現実の責任判断を決める要因は法的要因だけではない。責任判断には様々なバイアスが影響しており、法的な責任追及の場においてもそうした影響があることが想像できる。

たとえば、犯罪被害者（遺族を含む）は、犯罪そのものから受ける苦痛とは別に、犯罪とは関係のない第三者がかえって加害者に同情的な態度をとったり、加害者に科される刑罰が被害者側が相当と思っている程度よりもはるかに軽

かったり、被害者の落ち度が執拗に責められるなどのことからも苦痛を強いられることがたびたびある。これらのことから、犯罪の被害者か第三者かという立場の違いによって責任の帰属や責任判断に相違が生じており、そのような相違は何らかのバイアスの影響によるのではないかと予想できる。したがって、そのようなバイアスを取り除くことによって、犯罪被害者の苦痛の軽減を計ることができないかと考えたのが、本研究の発端である。

責任の帰属の研究は、法律学の分野では刑罰や損害賠償などにおいて基礎的な意味を持つであろうし、より広い視野に立って見れば応報的正義を考察する基礎ともなるであろう。応報的正義は分配的正義、手続的正義とともに正義の1カテゴリーとされるが、ほかの2つに比べて心理学的研究が立ち後れていた（Tyler & Smith, 1998: 601）。しかし Hogan & Emler (1981: 131) は、分配的正義と対比しつつ、以下の4つの理由を挙げて、応報的正義が根元的で、一般的で、社会的に重要な意味を持っていると、その重要性を強調している。第一に、人は社会的ルールに従うことによって報酬を得ることを期待したりはしないが、社会的ルールに従わない者に対しては制裁が下されることを期待する。第二に、多くの社会は社会的な禁止事項に違反した場合を扱うメカニズムを持っているが、報酬の分配が不公平だった場合を扱うメカニズムは持っていない。第三に、正義を実行する場合、共同体は被害者に補償をするよりも犯人を罰する。第四に、社会的コントロールは報酬よりも懲罰的サンクションに重きを置いている。また、応報的正義は負財の分配的正義の問題として捉えることができるという指摘もなされている（松村、1998：61）。

本稿は、こうした重要性を持つ応報的正義の問題領域において犯罪被害者と第三者との責任判断の齟齬に着目して、上記のような犯罪被害者の被る苦痛を軽減する方法を探索しようとするものである。

### 1．2．責任判断のバイアスの研究

社会心理学の帰属研究では、ある行為についての行為者と観察者との帰属には差異があることが以前から指摘されており、実証的な研究が積み重ねられている（外山、1991：45）。しかしこれらの知見を被害者と第三者の法的な責任判断にそのままあてはめることはできない。なぜなら、1つにはこれまでの研究は主に原因の帰属についてのものであり、責任の帰属ではないこと、もう1

つには行為者と観察者、あるいは加害者と被害者という立場の相違を扱っており、被害者と第三者という立場の相違とは異なるからである。

責任の帰属についての研究で本研究にとって参考となる知見としては、萩原(1986)が「動機的アプローチ」と名づける一連の研究があげられる。萩原(1986：275)は責任の帰属の研究を大きく2つに分類している。その1つが責任判断におけるバイアスを例証しようとするものであり、「なぜその当事者に責任を帰属しようとするのか」という認知者の欲求に焦点を当てたものであるところから、「動機的アプローチ」と命名している。もう1つは「いかにしてその当事者に責任を帰属しているのか」という責任判断の基準や過程を解明しようとする研究であり、「認知的アプローチ」と命名している。

動機的アプローチに分類される研究は、被験者に犯罪や事故の例を提示して、その事例の中で様々な要因を変数操作して被験者の責任判断の変化を観察する。そこでは因果的な役割の程度や結果の重大性のような責任判断をする際に必須の要因のみならず、関係者の魅力度、人種、性別などの責任判断には本来無関係であるべきと思われるような要因を操作した例が多い。このようなバイアスの存在を証明して、なぜそのような責任判断をしたのかという判断者の動機的側面を明らかにしようとするタイプの研究の結果から、事件の当事者ではない第三者であっても、その責任判断にはバイアスがないとは限らないことがわかる。

なぜそのようなバイアスが生じるかという動機については、「防衛的帰属」という考え方が多くの検証実験を通じて支持されている。「防衛的帰属」とは、認知者の自己防衛的欲求により責任帰属の判断にバイアスが生じるという考え方である。この考え方の端緒はWalster(1966)とされる(萩原、1986：5)。Walster(1966)は、人々は被害が小さいときよりも被害が大きいときにより厳格な道徳的基準を適用するがゆえに、被害が小さいときよりも被害が大きいときにより大きな責任を当事者に帰属すると考え、そのような傾向があることを、被害の大きさの程度を操作した実験(2)により確認した。そして、人々がこのように判断するのは、本人に特に過失がなくても軽微な被害に遭うことはままあるが、特に過失もなく重大な被害に遭うということは、自分自身がそのような事態に遭遇しないように予測したりコントロールできる可能性が低くなることを意味するからであると考えた。すなわち、自分に災厄が降りかかることを避けよう、避けたい、と考える欲求が人々にはあり、その欲求によって責任判断にバイア

スが生じると考えたのである。

一方、Shaver(1970) は、Walster(1966) が責任の自己防衛帰属を生じさせる前提条件として重要であるとした、認知者が事故に遭遇する可能性を「関連性」として明示した。そして、これが責任帰属において持つ働きについての考察から、被害を回避しようとする動機ではなく、将来自分も同様の事態に直面したときに、自分に向けられる非難を回避しようとする動機ゆえに責任判断にバイアスが生じるのではないかと考えた。すなわち、関連性を状況的類似性と個人的類似性に分け、状況的類似性がまず自己防衛的傾向を喚起し、個人的類似性の程度が高いと非難回避欲求を生じさせると考えた。そこで、被害の大きさと個人的類似性の高さという2要因の実験計画による実験(同論文中の実験3[(3)])を行ったところ、結果はWalster(1966) とは反対で、被害が重大な場合の方が責任判断の評定値が低く、被害が軽微な場合の方が責任判断の評定値が高かった。また、加害者との個人的類似性を感知しやすい関連性の高い被験者の方が、関連性の低い被験者よりも責任判断の評定値が低かった。Walster(1966) の見解に従えば、個人的類似性が高くなるほど帰属される責任は大きくなると考えられる。Shaver(1970) はこの結果について、自己防衛的責任帰属が喚起されるには何らかの関連性が必要であるが、その閾値はとても低いものであり、いったん閾値を超えれば、個人的類似性が増加すると非難回避欲求により人への責任帰属の否定が生じるのだと考えた（Shaver, 1970: 112)。

この両者の実験結果の違いについては、萩原・曽野・佐野（1977：24-25）や萩原（1986：12-15）は、被験者が加害者と被害者のどちらに自己を同一視して判断しているのかという点や、被験者が判断している「責任」が何であるのかという点から生じる違いであるとして、その後の多くの追検証実験が自己防衛的帰属を支持していることを紹介している[(4)]。

### 1．3．責任判断過程の研究

萩原(1986)による責任帰属研究のもう1つの分類である認知的アプローチに属する研究は、事件や事故などの出来事が生じてから責任判断され懲罰判断が下されるまでの認知過程をモデル化するものである。

前節の最後に萩原らの指摘として述べている通り、ここで注意すべき点は「責任」という語が表す意味である。日常においても、責任という語は非常に多義

的に用いられる。Hart (1968: 211-230) は「責任」という語の日常的な用法を分析して、その意味を(1)役割責任、(2)因果的責任、(3)負債としての責任、(4)能力としての責任の4つに分類した。(1)の責任は役割に伴う義務や任務を意味し、(2)は結果を生じさせた原因としての責任を意味する。(3)は非難や制裁の根拠としての責任を意味し、「法的負債としての責任」と「道義的負債としての責任」に分けられている。(4)は行為自体に対して責任を負うことができる心理的状態を意味する。日常生活においては、「責任」という語は、その置かれる文脈によってこれらの異なる意味を持ちうるわけであるが、この4種はいずれも法的な責任を判断する際にも考慮される責任であると言える。(1)は代理責任で考慮されるものであり、(2)は行為と結果の間の因果関係を表し、犯罪の構成要件の該当性において考慮される。(4)は犯罪者の有責性の判断で考慮され、(3)は以上の3つが考慮された結果の責任判断を表していると考えられる。本稿においては、今まで「責任」という語を、出来事が生じてから最終的な懲罰判断がなされるまでの全過程を総称するものとして用いてきたが、本節において概観する認知的アプローチ研究のモデルの中で用いられる「責任」は、もっと狭い特定の判断を表す語として用いられている。またその意味内容も、研究者によって異なっている。認知モデルを概観する際には以上のことに留意しておく必要がある。

Darley & Shultz (1990: 530-532) によれば、応報的正義の心理学の研究者の多くが道徳や法の哲学的分析から着想を得て、一般の人々が傷害事件の判断で用いる情報と推論ルールがどのようなものであるかに焦点を合わせた研究を行っている。彼らはこうした研究を情報処理理論と呼び、そのような心理モデルの1つはShultzとSchleiferが発展させたものであると述べている。ShultzとSchleiferの理論はある人が他人を傷つけたという場合を想定し、その人が傷害の原因であるかどうか、その傷害に道徳的に責任があるか、非難に値するか、もしそうなら罰を与えるべきかを主要な決定と考え、その関係を特定している。図1はShultz-Schleiferモデルである。

各段階においては前の段階の決定を前提として、各段階下段に列挙された条件をもとに判断される。大まかに言えば、原因→責任→非難→懲罰という流れになっており、責任という概念は原因の帰属とも非難という概念とも区別されている。Shultzらが責任と非難を分けていることには心理学的知見による根拠がある。Shultz & Mitnick (1990)[5] によれば、責任の評定は言い訳（やったこ

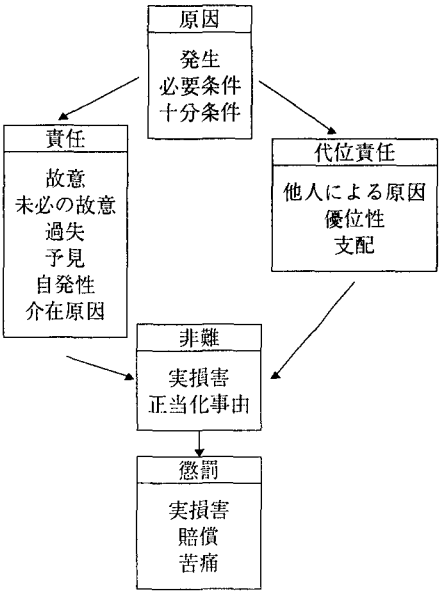


図１．Shultz-Schleiferモデルの概略（Darley & Shultz,1990: 532 より翻訳して転載）

とが悪いことであると認めるが、進んでやったのではないと主張すること）に影響されるが正当化（危害を生じさせたことは認めるが、そのこと自体が悪いことではないと主張すること）によっては影響されないのに対し、非難の評定は正当化に影響されるが言い訳には影響されないのである。

このようなモデルに対して、Weiner(1995:15) は「責任→怒りまたは共感→懲罰」というように怒りと共感が責任の知覚と懲罰反応を媒介すると考え、Shultz らのいう非難とは責任と怒りが結びついたものだと主張している。これは認知モデルの中に感情的要素を導入する考え方であり、ここで前節の動機的アプローチ研究と認知的アプローチ研究が統合される可能性が出てくると考えられる。すなわち、認知者が事件に対して有する関連性がどういうものであるかというところから共感や怒りという感情を生じ、それがバイアスとなって責任判断に影響するのではないかと考えられる。

本研究は動機的アプローチと認知的アプローチのいずれにも関心を寄せている。まず、犯罪の第三者か被害者かという立場の違いによる量刑判断や責任判断の齟齬の検証を目的とするが、これは立場によるバイアスの例証であるから動機的アプローチに属するし、このような立場による責任判断の相違が生じる原因を、立場別の責任判断構造の分析を介して考えようとしている点で認知的アプローチにも属すると考えられるからである。

## ２．実証的研究

### ２．１．実証研究の目的

本実験の目的は犯罪や事故などの被害者が存在する事件についての認知者が第三者であるか被害者であるかという立場の違いによる責任判断の違いを検証することである。これまでの研究には第三者的立場と犯罪被害者の立場を明確に対比したものは存在しない。わずかに西村・岩崎（1986）が、質問紙の冒頭にどの立場（裁判官のような第三者、行為者、被害者の三種）に立って回答するかを印刷した紙を提示するという方法をとって実験を行っているが、回答者が指示された立場に一体化したかどうかに疑問が残る。このような方法だと無意識的な判断を引き出すのが難しいのではないかと思われたので、本実験ではなるべくリアルに自分をその立場に置けるような方法を用いて、立場の違いによる責任判断の違いを検証できるように工夫した。

被験者に提示する事件の設例において、独立変数として立場、主観的構成要件要素、結果、謝罪の４つを操作する。

立場というのは、その設例における被験者自身の立場の指定のことであり、実験の目的からして当然操作すべき変数である。この変数操作によって、「責任判断の評定は立場によって異なる。第三者は相対的に加害者に対して寛大な評定をし、被害者は反対に加害者に対して厳格な評定になる。」という仮説を検証する。これを仮説１と呼ぶことにする。

主観的構成要件要素というのは犯罪の構成要件のうちの主観的側面の故意や過失のことである。結果というのは犯罪の結果の客観的な深刻さの程度のことである。主観的構成要件要素と結果の2要因は事件自体の内容、性質を記述するための重要な要素であり、ピアジェ（1954：144-174、原著1930）が提示した主観的責任[(6)]と客観的責任に対応する責任判断の重要な判断要素であることからこの２要因を変数操作した。ピアジェ(1954)は児童の道徳的判断の研究において、行為の物質的結果によって善悪を判断する「客観的責任」と、行為の意図や動機によって善悪を判断する「主観的責任」という概念の区別を提示し、児童が年長になるに従って客観的責任による判断が減少し、主観的責任による判断が重要性を増すことを見いだした。この発達の方向は人類の社会的な責任制度が同様の方向の進化を遂げてきたことや、現代の刑法の帰責において原則として責任主義がとられ、客観的責任すなわち結果責任の考え方を否定している点と一致する。言うまでもなく責任判断は客観的な被害の大きさも考慮されているが、特に交通事故で顕著である加害者に科される量刑が軽すぎると言う被害者側の主張を考えると、責任判断をする際の主観的責任と客観的責任への

拠り方に認知的な構造の相違があるのではないかと考えられる。そこで、過失の程度と結果の変数操作により、以下の仮説２を検証する。「第三者は主観的責任を重視して責任を判断し、被害者は客観的責任を重視して責任を判断する。」

謝罪というのは事件後に加害者が被害者に謝罪を行うことである。謝罪を独立変数に加えた理由は２つある。１つには、事件自体以外からの事後的な情報によって責任判断や量刑判断が変化することを検証したかったことである。もう１つには、加害者から謝罪があることによって、第三者と被害者の責任判断の相違が解消し、犯罪被害者の苦痛を緩和するのに有効である可能性を検討することを考えたからである。そこで、謝罪の変数操作により、以下の仮説３を検証する。「加害者から謝罪がなされることによって第三者と被害者の評定の差が解消する。」

ここで、責任判断過程の認知モデルとして、１．３.節でとりあげた Shultz-Schleifer と Weiner のモデルを参考にし、１．２．節でとりあげた Shaver の防衛的帰属仮説を加味したモデルを本実験で想定するモデルとして提示しておく（図２）。因果性、主観的構成要件要素、結果から責任概念が構成され、責任概念と感情から非難概念が構成され、量刑判断に至るというものである。

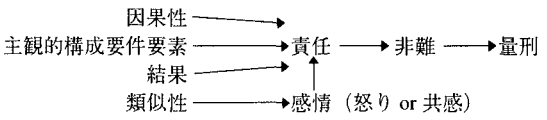


図２．責任判断過程のモデル

## ２．２．実験計画

質問紙で仮設的な交通事故例を被験者に読んでもらい、その事例に関する質問に回答する評定尺度法を用いた。交通事故を選んだ理由は、被験者の立場性を操作する関係上、被験者になるべく設例を現実感を持って読んでもらうためである。事故例の変数操作は立場（第三者・被害者の２水準）、過失（低い・高いの２水準）、結果（軽い・重いの２水準）、謝罪（有り・無し・コントロールの３水準）の４要因である（事例が交通事故であるので、独立変数の主観的構成要件要素は過失と表記した）。ただし４元配置にすると、分析する際に３次の交互作用が出た場合解釈が困難なので、立場×過失×結果の３元配置と、立場×

謝罪の２元配置の２つに分割して分析することとし、便宜上前者を実験１、後者を実験２と呼ぶこととする。２元配置の方は過失と結果が固定されるので（過失は低条件のみ、結果は重条件のみ）、全部で12条件ということになる。条件の識別は本稿では便宜上４桁のアルファベットで表し、左から１桁めは立場（Ａ＝第三者、Ｂ＝被害者）、２桁めは過失（Ａ＝低条件、Ｂ＝高条件）、３桁めは結果（Ａ＝軽条件、Ｂ＝重条件）、４桁めは謝罪（Ａ＝あり、Ｂ＝なし、Ｏ＝謝罪についての情報なし＝コントロール条件）を表す。これらの条件は被験者に無作為に割り当てた。図３はＡＡＡＯ条件の質問紙である。実際に使用した質問紙では、

以下の文章を、本当にあったことのように状況を想像してイメージを膨らませながら読んで下さい。

Ａはある都市の会社員です。Ａの家は交通の便が悪いところにあるので、自動車で通勤しています。Ａの会社では、勤務が終わると社員が誘いあって飲みに行くことがよくあります。その日、Ａも誘われて会社の近くの店に飲みに行き、１～２時間お酒を飲み、食事をして、夜７時半頃自分で自動車を運転して帰りました。通い慣れた道なので、このように飲酒後に車を自分で運転して帰ることはときどきあります。飲酒運転に対する人々の意識が比較的寛容な土地柄であるため、軽い飲酒後に車を運転する人はＡに限らずけっこういます。

Ａはだいたい制限速度を守りながら運転していました。Ａの車が郊外にさしかかったところ、歩道を走っていた自転車が車道にとびだしてきました。Ａは気がつくのが遅れて、あわてて急ブレーキをかけましたが、間に合わずにぶつかってしまいました。自転車に乗っていたＢは転倒し、左腕を骨折しました。

Ｂは近所の店に買い物に行く途中でした。押しボタン式の横断歩道まで行くと少々遠回りになってしまうので、車の往来を十分に確認せずに道路を横切ろうとしてとびだしたところ、このような事故に遭ったのでした。

上記の事故について、以下の質問に答えてください。似たような質問がいくつかあると感じることもあるかもしれませんが、気にせず、各質問にあなたの直観的な判断で回答してください。必要があれば、上記の文章を何回でも読みなおしてくださって結構です。

１．もしかしたら自分もＡのような事故を起こしてしまうかもしれない。
（全然そう思わない）　１－２－３－４－５－６－７－８－９（ひじょうにそう思う）
２．Ｂには落ち度があった。
（全然落ち度はなかった）１－２－３－４－５－６－７－８－９（大きな落ち度があった）
３．Ｂの被害はひじょうに重大だ。
（全然重大ではない）　１－２－３－４－５－６－７－８－９（ひじょうに重大だ）
４．Ａに同情を感じる。
（全然感じない）　１－２－３－４－５－６－７－８－９（ひじょうに感じる）
５．Ｂの被害に対してＡには責任がある。
（全然責任はない）　１－２－３－４－５－６－７－８－９（ひじょうに責任がある）

6．Aの飲酒運転は許せる。
（まったく許せない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（完全に許せる）
7．Aに怒りを感じる。
（全然感じない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうに感じる）
8．Bの被害についてはB自身にも責任がある。
（全然責任はない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうに責任がある）
9．Bに同情を感じる。
（全然感じない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうに感じる）
10．Bの被害はB自身の行為が原因となっている。
（全然そうではない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（まったくその通りだ）
11．Aの行為は悪質だ。
（全然悪質ではない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうに悪質だ）
12．Bの被害はAの行為が原因となっている。
（全然そうではない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（まったくその通りだ）
13．このような結果になったのはBが悪いからだ。
（全然そう思わない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうにそう思う）
14．Aが飲酒運転してしまったことを理解できる。
（まったく理解できない）1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうに理解できる）
15．Bはこのような目にあっても当然だ。
（全然そう思わない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうにそう思う）
16．このような結果になったのはAが悪いからだ。
（全然そう思わない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうにそう思う）
17．自分もBのような被害にあうことがあるかもしれない。
（全然そう思わない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうにそう思う）
18．Aは重い刑罰を受けるべきだ。
（全然そう思わない）　1－2－3－4－5－6－7－8－9（ひじょうにそう思う）
19．この事故の話をとても現実感を持って読めた。
（全然現実感なく読んだ）1－2－3－4－5－6－7－8－9（とても現実感を持って読んだ）

図3．質問紙の例（AAAO条件）[7][8]

ほかにフェイスシート項目が含まれていた。設例のバリエーションは、このAAAO条件のものを基本として、立場の被害者条件では被害者のBが「あなたのご家族Bさん」となり、過失の高条件では「一時停止を無視したり追い越しをしたりして制限速度を大きく超えて運転していた」という内容になり、結果の重条件では「全身を強く打って死亡」となり、謝罪あり条件では加害者が被害者側に誠心誠意の謝罪をし、謝罪なし条件は加害者は謝罪をまったくしなかったという趣旨の内容になっている。

測定する従属変数は前節のモデル（図2）に従って設定したが、さらに被害

者についての責任判断項目も従属変数に加えた。これは、過失相殺の考え方などから明らかなように、責任判断過程の各段階ではおそらく加害者と被害者との間の責任の分配が考慮されているはずだと考えたので、これを反映してのことである。各質問項目の意味する測定内容は表1のとおりである。

表1．質問項目一覧

| 測定内容 | 質問項目 | 質問文 |
|---|---|---|
| 加害者の因果性 | Q12 | Bの被害はAの行為が原因となっている。 |
| 被害者の因果性 | Q10 | Bの被害はB自身の行為が原因となっている。 |
| 加害者の過失 | Q11 | Aの行為は悪質だ。 |
| 被害者の過失 | Q 2 | Bには落ち度があった。 |
| 加害者の責任 | Q 5 | Bの被害に対してAには責任がある。 |
| 被害者の責任 | Q 8 | Bの被害についてはB自身にも責任がある。 |
| 加害者の非難 | Q16 | このような結果になったのはAが悪いからだ。 |
| 被害者の非難 | Q13 | このような結果になったのはBが悪いからだ。 |
| 加害者の量刑 | Q18 | Aは重い刑罰を受けるべきだ。 |
| 被害者の罰(9) | Q15 | Bはこのような目にあっても当然だ。 |
| 加害者との類似性 | Q 1 | もしかしたら自分もAのような事故を起こしてしまうかもしれない。 |
| 被害者との類似性 | Q17 | 自分もBのような被害にあうことがあるかもしれない。 |
| 加害者への同情 | Q 4 | Aに同情を感じる。 |
| 〃 | Q 6 | Aの飲酒運転は許せる。 |
| 〃 | Q14 | Aが飲酒運転してしまったことを理解できる。 |
| 被害者への同情 | Q 9 | Bに同情を感じる。 |
| 加害者への怒り | Q 7 | Aに怒りを感じる。 |
| 被害の大きさ | Q 3 | Bの被害はひじょうに重大だ。 |

### 2．3．方法

被験者：北海道大学全学教育「〈法と制度〉公共的問題と法学の視点」受講者253名（平成11年6月15日実施）、法学部「民法Ⅲ」受講者150名（同6月22日実施）、全学教育「〈法と制度〉現代政治の諸問題」受講者124名（同6月29日実施）(10)。

手続き：一部5ページの質問紙を授業開始前または授業終了後に配布し、一斉に回答してもらい、回収した。有効回答数は計500(11)であった。

### 2．4．実験1の結果

表2．各質問項目の評定の平均値（実験1）

| 測定項目と立場 | | 過失低 | | 過失高 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 結果軽 | 結果重 | 結果軽 | 結果重 |
| Q 1（加害者との類似性） | 第三者 | 4.24 | 5.00 | 4.18 | 4.02 |
| | 被害者 | 4.50 | 4.32 | 3.79 | 4.02 |
| Q 2（被害者の過失） | 第三者 | 7.12 | 7.37 | 6.85 | 6.39 |
| | 被害者 | 6.40 | 6.56 | 6.19 | 5.95 |
| Q 3（被害の大きさ） | 第三者 | 5.59 | 7.54 | 5.83 | 7.90 |
| | 被害者 | 5.75 | 7.90 | 5.98 | 8.52 |
| Q 4（加害者への同情） | 第三者 | 4.05 | 5.70 | 3.58 | 3.61 |
| | 被害者 | 3.65 | 4.20 | 2.79 | 3.71 |
| Q 5（加害者の責任） | 第三者 | 7.56 | 6.93 | 7.83 | 8.12 |
| | 被害者 | 7.50 | 7.63 | 7.51 | 8.00 |
| Q 6（加害者への同情） | 第三者 | 3.10 | 3.33 | 3.13 | 3.02 |
| | 被害者 | 2.93 | 3.12 | 2.37 | 2.64 |
| Q 7（加害者への怒り） | 第三者 | 4.32 | 3.93 | 4.85 | 5.12 |
| | 被害者 | 5.58 | 6.68 | 5.72 | 7.48 |
| Q 8（加害者の責任） | 第三者 | 6.90 | 7.33 | 6.88 | 6.71 |
| | 被害者 | 6.23 | 6.32 | 6.84 | 6.31 |
| Q 9（被害者への同情 | 第三者 | 4.10 | 4.88 | 4.90 | 5.32 |
| | 被害者 | 5.98 | 7.05 | 6.09 | 7.45 |
| Q10（被害者の因果性） | 第三者 | 6.24 | 6.42 | 5.85 | 5.81 |
| | 被害者 | 5.48 | 5.68 | 5.91 | 5.55 |
| Q11（加害者の過失） | 第三者 | 4.88 | 4.93 | 6.13 | 5.76 |
| | 被害者 | 5.35 | 5.51 | 6.14 | 6.43 |
| Q12（加害者の因果性） | 第三者 | 5.76 | 5.98 | 6.75 | 6.73 |
| | 被害者 | 6.55 | 6.61 | 6.74 | 7.12 |
| Q13（被害者の非難） | 第三者 | 5.39 | 5.47 | 4.78 | 5.22 |
| | 被害者 | 4.90 | 5.24 | 5.26 | 4.81 |
| Q14（加害者への同情） | 第三者 | 4.85 | 5.23 | 5.53 | 4.90 |
| | 被害者 | 4.18 | 5.10 | 4.19 | 4.17 |
| Q15（被害者の罰） | 第三者 | 4.68 | 4.19 | 4.38 | 3.49 |
| | 被害者 | 3.38 | 3.90 | 4.09 | 3.12 |
| Q16（加害者の非難） | 第三者 | 5.81 | 5.98 | 6.13 | 6.10 |
| | 被害者 | 6.10 | 6.46 | 6.91 | 6.81 |
| Q17（被害者との類似性） | 第三者 | 5.88 | 5.05 | 6.33 | 6.24 |
| | 被害者 | 6.15 | 7.22 | 6.30 | 6.95 |
| Q18（加害者の量刑） | 第三者 | 5.00 | 5.05 | 5.95 | 6.17 |
| | 被害者 | 5.10 | 6.07 | 5.56 | 6.71 |
| Q19（操作チェック） | 第三者 | 6.20 | 7.23 | 7.63 | 7.46 |
| | 被害者 | 6.25 | 6.07 | 6.09 | 6.64 |

有効な回答は331であった。表２は各条件の質問項目ごとの評定の平均値を示したものである。19個の質問項目に対する回答における立場の相違と過失や結果との関連を調べるために、尺度評定の結果について立場要因２水準（第三者・被害者）×過失要因２水準（過失低・過失高）×結果要因２水準（結果軽・結果重）の分散分析[12]を行った。表３はその結果である。

表３から全体的傾向とそれから予想される仮説の成立の可能性を考えると以下のことが言えよう。被験者が最もよく反応した要因は立場要因で、有意傾向（p<.10）を含めて13項目（Q19を除く。以下同じ）で主効果[16]があった。この結果から、責任判断においては認知者の立場の相違の影響が大きく、仮説１の成立する可能性が高いことが予想できる。

過失要因の主効果は有意傾向を含めて11項目と多い一方、結果要因の主効果は有意傾向を含めて７項目にとどまった。また、立場×過失、過失×結果、立場×結果、立場×過失×結果の交互作用[17]はそれぞれ１項目、３項目、３項目、２項目と少なかった。これらを考え合わせると、責任判断においては過失要因という主観的責任の影響の方が、結果という客観的責任よりも重要な判断要素であり、その傾向は第三者と被害者とで同様であった。したがって仮説２

表３．実験1の分散分析の結果（F比[13]）

| 測定項目 | 立場 | 過失 | 結果 | 立場×過失 | 過失×結果 | 立場×結果 | 立場×過失×結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Q１(加害者との類似性) | 0.50 | 3.10† | 0.34 | 0.00 | 0.17 | 0.22 | 1.28 |
| Q２(被害者の過失) | 10.51** | 6.60* | 0.12 | 0.29 | 1.84 | 0.03 | 0.15 |
| Q３(被害の大きさ) | 2.57 | 3.18† | 114.66** | 0.09 | 0.41 | 0.68 | 0.11 |
| Q４(加害者への同情) | 6.38* | 14.60** | 9.63** | 1.46 | 1.43 | 0.04 | 3.76† |
| Q５(加害者の責任) | 0.12 | 8.41** | 0.20 | 2.89† | 4.04* | 2.25 | 0.81 |
| Q６(加害者への同情) | 3.01† | 2.27 | 0.48 | 0.75 | 0.08 | 0.15 | 0.21 |
| Q７(加害者への怒り) | 48.34** | 6.56* | 6.99** | 0.57 | 1.56 | 8.13** | 0.00 |
| Q８(加害者の責任) | 7.14** | 0.00 | 0.06 | 2.47 | 2.32 | 0.76 | 0.00 |
| Q９(被害者への同情) | 57.34** | 3.23† | 14.08** | 0.53 | 0.01 | 1.60 | 0.45 |
| Q10(被害者の因果性) | 3.91* | 0.68 | 0.00 | 2.29 | 0.84 | 0.11 | 0.16 |
| Q11(加害者の過失) | 3.40† | 15.91** | 0.02 | 0.15 | 0.10 | 0.66 | 0.34 |
| Q12(加害者の因果性) | 5.32* | 9.79** | 0.70 | 1.79 | 0.01 | 0.09 | 0.51 |
| Q13(被害者の非難) | 0.55 | 1.18 | 0.21 | 0.81 | 0.24 | 0.53 | 1.83 |
| Q14(加害者への同情) | 6.70* | 0.29 | 0.35 | 1.28 | 3.05† | 1.06 | 0.00 |
| Q15(被害者の罰) | 5.29* | 1.24 | 3.70† | 0.93 | 3.85† | 0.94 | 1.32 |
| Q16(加害者の非難) | 15.02** | 8.86** | 0.14 | 0.00 | 0.00 | 1.07 | 1.50 |
| Q17(被害者との類似性) | 4.67* | 0.33 | 2.86† | 0.66 | 0.34 | 2.75† | 0.05 |
| Q18(加害者の量刑) | 2.21 | 13.29** | 7.63** | 1.25 | 0.17 | 4.58* | 0.00 |
| Q19(操作チェック) | 14.87**[14] | 5.15* | 2.03 | 1.86 | 0.27 | 0.30 | 4.55* |

† p<.10　* p<.05　** p<.01[15]

表4．各質問項目の評定の平均値と分散分析の結果（F比）（実験2）

| 測定項目と立場 | | 謝罪 | | | F比 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | あり | なし | 統制 | 立場 | 謝罪 | 交互作用 |
| Q1（加害者との類似性） | 第三者 | 4.37 | 5.14 | 5.00 | 0.76 | 0.20 | 3.18* |
| | 被害者 | 5.27 | 4.05 | 4.32 | | | |
| Q2（被害者の過失） | 第三者 | 7.12 | 7.19 | 7.37 | 20.79** | 1.34 | 0.35 |
| | 被害者 | 6.00 | 5.90 | 6.56 | | | |
| Q3（被害の大きさ） | 第三者 | 7.28 | 7.67 | 7.53 | 10.81** | 2.02 | 0.62 |
| | 被害者 | 8.05 | 8.60 | 7.90 | | | |
| Q4（加害者への同情） | 第三者 | 5.35 | 5.58 | 5.70 | 11.56** | 3.55* | 5.79** |
| | 被害者 | 5.75 | 3.66 | 4.20 | | | |
| Q5（加害者の責任） | 第三者 | 7.00 | 6.98 | 6.93 | 7.85** | 0.75 | 0.92 |
| | 被害者 | 7.18 | 7.78 | 7.63 | | | |
| Q6（加害者への同情） | 第三者 | 3.26 | 3.72 | 3.32 | 5.62* | 0.15 | 2.32 |
| | 被害者 | 3.05 | 2.38 | 3.12 | | | |
| Q7（加害者への怒り） | 第三者 | 3.55 | 4.60 | 3.93 | 99.22** | 7.15** | 0.18 |
| | 被害者 | 6.07 | 7.52 | 6.68 | | | |
| Q8（被害者の責任） | 第三者 | 7.33 | 7.47 | 7.33 | 21.79** | 0.05 | 0.14 |
| | 被害者 | 6.45 | 6.31 | 6.32 | | | |
| Q9（被害者への同情） | 第三者 | 5.03 | 5.58 | 4.88 | 52.25** | 1.61 | 0.14 |
| | 被害者 | 6.95 | 7.40 | 7.05 | | | |
| Q10（被害者の因果性） | 第三者 | 6.25 | 6.30 | 6.42 | 5.05* | 0.18 | 0.48 |
| | 被害者 | 6.05 | 5.67 | 5.68 | | | |
| Q11（加害者の過失） | 第三者 | 4.72 | 4.77 | 4.93 | 3.00† | 4.16* | 3.24* |
| | 被害者 | 4.30 | 6.00 | 5.51 | | | |
| Q12（加害者の因果性） | 第三者 | 6.12 | 5.40 | 5.98 | 6.91** | 0.50 | 2.82† |
| | 被害者 | 6.05 | 6.67 | 6.61 | | | |
| Q13（被害者の非難） | 第三者 | 4.78 | 5.56 | 5.47 | 1.11 | 1.32 | 1.14 |
| | 被害者 | 4.95 | 4.83 | 5.24 | | | |
| Q14（加害者への同情） | 第三者 | 4.80 | 5.88 | 5.23 | 2.89 | 0.06 | 6.44** |
| | 被害者 | 5.38 | 3.93 | 5.10 | | | |
| Q15（被害者の罰） | 第三者 | 3.97 | 4.09 | 4.19 | 11.43** | 2.54† | 1.93 |
| | 被害者 | 3.09 | 2.50 | 3.90 | | | |
| Q16（加害者の非難） | 第三者 | 5.67 | 5.19 | 5.30 | 9.80** | 0.37 | 2.44† |
| | 被害者 | 5.68 | 6.17 | 6.46 | | | |
| Q17（被害者との類似性） | 第三者 | 5.90 | 6.37 | 5.98 | 4.63* | 0.42 | 1.74 |
| | 被害者 | 6.66 | 6.29 | 7.22 | | | |
| Q18（加害者の量刑） | 第三者 | 5.30 | 4.98 | 5.05 | 7.86** | 0.66 | 2.39† |
| | 被害者 | 5.23 | 6.12 | 6.07 | | | |
| Q19（操作チェック） | 第三者 | 6.45 | 6.70 | 7.23 | 7.13**(18) | 0.73 | 1.20 |
| | 被害者 | 6.30 | 5.83 | 6.07 | | | |

† $p<.10$　* $p<.05$　** $p<.01$

の成立する可能性は低いことが予想される。

### 2．5．実験2の結果

有効な回答は253であった。質問項目に対する回答における立場の相違と謝罪との関連を調べるために、尺度評定の結果について立場要因2水準(第三者・被害者）×謝罪要因3水準（謝罪あり・謝罪なし・統制）の分散分析を行った。表4は質問項目ごとの評定の平均値と分散分析の結果である。

表4から全体的傾向とそれから予想される仮説の成立の可能性を考えると以下のことが言えよう。

実験1と同様、被験者は立場要因にとてもよく反応しており、15項目で主効果があった。この結果からやはり仮説1の成立する可能性が高いことが予想できる。

謝罪の主効果は有意傾向を含めて4項目と少なく、立場の相違を越えた一般的な効果はあまりなさそうであるが、立場×謝罪の交互作用が有意傾向を含めて7項目あるので、仮説3の成立する可能性が高いことが予想される。

## 3．考察

### 3．1．仮説の検証

#### 3．1．1．質問項目のグループ化

質問項目数が多いので分散分析の結果の記載を簡潔にするとともに、結果の見通しをつけやすくするため、最初に質問項目のグループ化を試みる。その方法として、因子分析[19]を採用する。因子分析は多くの変数の共通する部分を抽出する分析なので、質問項目群の構造をそれによって理解することができる。操作チェックのQ19を除く全データをまとめて相関係数(ピアソンの積率相関)を求めたところ、表5のようになった。表5の相関行列をもとに因子分析を行った。共通性の初期値[20]を1とする主因子法[21]を行い、固有値[22]の減少する割合が小さくなるところと累積説明率[23]が50％を超えるところを参考にして、4因子解を適当と判断した。4因子による累積説明率は59.5％であった。バリマクス回転[24]後の各質問項目の因子負荷量[25]を表6に示す。

表5．全データによる相関行列

| | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q5 | Q6 | Q7 | Q8 | Q9 | Q10 | Q11 | Q12 | Q13 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Q1 | 1.00 | 0.09 | 0.12 | 0.42 | 0.02 | 0.34 | −0.11 | 0.03 | 0.17 | 0.04 | −0.23 | −0.09 | 0.01 |
| Q2 | 0.09 | 1.00 | −0.10 | 0.21 | −0.19 | 0.12 | −0.21 | 0.69 | −0.33 | 0.58 | −0.16 | −0.23 | 0.57 |
| Q3 | 0.02 | −0.10 | 1.00 | 0.09 | 0.21 | −0.03 | 0.18 | −0.05 | 0.30 | −0.06 | 0.08 | 0.21 | −0.12 |
| Q4 | 0.42 | 0.21 | 0.09 | 1.00 | −0.22 | 0.43 | −0.26 | 0.21 | 0.11 | 0.20 | −0.39 | −0.28 | 0.16 |
| Q5 | 0.02 | −0.19 | 0.21 | −0.22 | 1.00 | −0.20 | 0.28 | −0.23 | 0.23 | −0.27 | 0.34 | 0.45 | −0.27 |
| Q6 | 0.34 | 0.12 | −0.03 | 0.43 | −0.20 | 1.00 | −0.30 | 0.12 | −0.04 | 0.19 | −0.42 | −0.25 | 0.07 |
| Q7 | −0.11 | −0.21 | 0.18 | −0.26 | 0.28 | −0.30 | 1.00 | −0.22 | 0.38 | −0.17 | 0.36 | 0.27 | −0.14 |
| Q8 | 0.03 | 0.69 | −0.05 | 0.21 | −0.23 | 0.12 | −0.22 | 1.00 | −0.33 | 0.57 | −0.18 | −0.28 | 0.61 |
| Q9 | 0.17 | −0.33 | 0.30 | 0.11 | 0.23 | −0.04 | 0.38 | −0.33 | 1.00 | −0.33 | 0.13 | 0.26 | −0.31 |
| Q10 | 0.04 | 0.58 | −0.06 | 0.20 | −0.27 | 0.19 | −0.17 | 0.57 | −0.33 | 1.00 | −0.19 | −0.23 | 0.66 |
| Q11 | −0.23 | −0.16 | 0.08 | −0.39 | 0.34 | −0.42 | 0.36 | −0.18 | 0.13 | −0.19 | 1.00 | 0.42 | −0.16 |
| Q12 | −0.09 | −0.23 | 0.21 | −0.28 | 0.45 | −0.25 | 0.27 | −0.28 | 0.26 | −0.23 | 0.42 | 1.00 | −0.28 |
| Q13 | 0.01 | 0.57 | −0.02 | 0.16 | −0.27 | 0.07 | −0.14 | 0.61 | −0.31 | 0.66 | −0.16 | −0.28 | 1.00 |
| Q14 | 0.48 | 0.12 | −0.01 | 0.45 | −0.05 | 0.58 | −0.23 | 0.11 | 0.09 | 0.12 | −0.37 | −0.16 | 0.05 |
| Q15 | −0.03 | 0.42 | −0.24 | 0.07 | −0.21 | 0.04 | −0.11 | 0.43 | −0.42 | 0.47 | −0.07 | −0.28 | 0.56 |
| Q16 | −0.15 | −0.22 | 0.13 | −0.32 | 0.46 | −0.35 | 0.33 | −0.26 | 0.24 | −0.24 | 0.49 | 0.62 | −0.21 |
| Q17 | 0.18 | −0.14 | 0.12 | −0.00 | 0.14 | −0.07 | 0.13 | −0.13 | 0.32 | −0.19 | 0.09 | 0.14 | −0.19 |
| Q18 | −0.14 | −0.23 | 0.20 | −0.29 | 0.41 | −0.34 | 0.42 | −0.25 | 0.23 | −0.24 | 0.54 | 0.40 | −0.23 |

| | Q14 | Q15 | Q16 | Q17 | Q18 |
|---|---|---|---|---|---|
| Q1 | 0.48 | −0.03 | −0.15 | 0.18 | −0.14 |
| Q2 | 0.13 | 0.42 | −0.22 | −0.14 | −0.23 |
| Q3 | −0.01 | −0.24 | 0.13 | 0.12 | 0.20 |
| Q4 | 0.45 | 0.07 | −0.32 | −0.00 | −0.29 |
| Q5 | −0.05 | −0.21 | 0.46 | 0.14 | 0.41 |
| Q6 | 0.58 | 0.04 | −0.35 | −0.07 | −0.34 |
| Q7 | −0.23 | −0.11 | 0.33 | 0.13 | 0.42 |
| Q8 | 0.11 | 0.43 | −0.26 | −0.13 | −0.25 |
| Q9 | 0.09 | −0.42 | 0.24 | 0.32 | 0.23 |
| Q10 | 0.12 | 0.47 | −0.24 | −0.19 | −0.24 |
| Q11 | −0.37 | −0.07 | 0.49 | 0.09 | 0.54 |
| Q12 | −0.16 | −0.28 | 0.62 | 0.14 | 0.40 |
| Q13 | 0.52 | 0.56 | −0.21 | −0.19 | −0.23 |
| Q14 | 1.00 | 0.01 | −0.26 | 0.05 | −0.24 |
| Q15 | 0.01 | 1.00 | −0.14 | −0.28 | −0.08 |
| Q16 | −0.26 | −0.14 | 1.00 | 0.14 | 0.50 |
| Q17 | 0.05 | −0.28 | 0.14 | 1.00 | 0.20 |
| Q18 | −0.24 | −0.08 | 0.50 | 0.20 | 1.00 |

表6において主として因子負荷量の絶対値0.60以上の項目の内容を参考にして各因子を解釈した。

因子Ⅰについては、Q2（被害者の過失）、Q8（被害者の責任）、Q10（被害者の因果性）、Q13（被害者の非難）、Q15（被害者の罰）が高い負荷を示していた。いずれも評定値が高いほど被害者に対する責任追及が厳しくなる質問項目であり、「被害者懲罰↔懲罰せず」という軸であると考えられる。したがって、因子Ⅰは「被害者懲罰性」と命名する。

因子Ⅱについては、Q5（加害者の責任）、Q11（加害者の過失）、Q12（加害者の因果性）、Q16（加害者の非難）、Q18（加害者の量刑）が高い負荷を示していた。いずれも評定値が高いほど加害者に対する責任追及が厳しくなる質問項目であり、「加害者懲罰↔懲罰せず」という軸であると考えられる。したがって、因子Ⅱは「加害者懲罰性」と命名する。

因子Ⅲについては、Q1（加害者との類似性）、Q4、Q6、Q14（いずれも加害者への同情）が高い負荷を示していた。いずれも評定値が高いほど加害

者に対して同情的・共感的になる質問項目であり、「加害者に共感的↔非共感的」という軸であると考えられる。したがって、因子Ⅲは「加害者共感性」と命名する。

因子Ⅳについては、Q３（被害の大きさ）、Q９（被害者への同情）が高い負荷を示していた。いずれも評定値が高いほど被害者に対して同情的・共感的になると思われる質問項目であり、「被害者に共感的↔非共感的」という軸であると考えられる。したがって、因子Ⅳは「被害者共感性」と命名する。

表６．バリマクス回転後の因子負荷量

| | 因子Ⅰ | 因子Ⅱ | 因子Ⅲ | 因子Ⅳ | 共通性 |
|---|---|---|---|---|---|
| Q13 | **0.83** | −0.17 | −0.01 | −0.08 | 0.72 |
| Q８ | **0.81** | −0.18 | 0.08 | −0.04 | 0.70 |
| Q２ | **0.80** | −0.10 | 0.13 | −0.09 | 0.68 |
| Q10 | **0.79** | −0.15 | 0.10 | −0.09 | 0.67 |
| Q15 | **0.66** | −0.03 | −0.05 | −0.36 | 0.56 |
| Q16 | −0.12 | **0.79** | −0.19 | 0.09 | 0.68 |
| Q12 | −0.20 | **0.75** | −0.06 | 0.11 | 0.61 |
| Q５ | −0.17 | **0.73** | 0.07 | 0.11 | 0.57 |
| Q18 | −0.09 | **0.64** | −0.27 | 0.26 | 0.56 |
| Q11 | −0.04 | **0.62** | −0.42 | 0.11 | 0.58 |
| Q14 | 0.04 | −0.08 | **0.84** | −0.01 | 0.71 |
| Q１ | 0.02 | −0.02 | **0.73** | 0.17 | 0.56 |
| Q６ | 0.03 | −0.25 | **0.72** | −0.14 | 0.60 |
| Q４ | 0.19 | −0.33 | **0.62** | 0.22 | 0.58 |
| Q９ | −0.34 | 0.15 | 0.13 | **0.71** | 0.66 |
| Q３ | 0.01 | 0.10 | 0.01 | **0.66** | 0.44 |
| Q17 | −0.17 | 0.10 | 0.09 | **0.53** | 0.32 |
| Q７ | −0.06 | 0.32 | −0.35 | **0.51** | 0.49 |
| 説明率 | 18.5% | 16.6% | 14.5% | 10.2% | 59.5% |

以上の因子解釈をもとに、表７のように質問項目をグループ化した。Q７（加害者への怒り）とQ17（被害者との類似性）はどの因子にも高い負荷量を示さなかったが、因子Ⅳの負荷量が最も大きかったことから、被害者共感性項目群に分類しておいた。

この因子分析の結果から以下のことが予想される。被害者懲罰性（因子Ⅰ）と加害者懲罰性（因子Ⅱ）が別個の相互に無相関な因子として現れ、被害者懲罰性項目群と加害者懲罰性項目群の項目はそれぞれ因子Ⅰ、因子Ⅱの因子負荷量は高い反面、加害者懲罰性因子（因子Ⅱ）と被害者懲罰性因子（因子Ⅰ）における因子負荷量が０に近い中立的な値になっていることから、責任判断は必

表７．質問項目のグループ[26]

| 因子 | 因子名 | グループ名 | 質問項目 |
|---|---|---|---|
| 因子Ⅰ | 被害者懲罰性 | 被害者懲罰性項目群 | Q2Q8Q10Q13Q15 |
| 因子Ⅱ | 加害者懲罰性 | 加害者懲罰性項目群 | Q5Q11Q12Q16Q18 |
| 因子Ⅲ | 加害者共感性 | 加害者共感性項目群 | Q1Q4Q6Q14 |
| 因子Ⅳ | 被害者共感性 | 被害者共感性項目群 | Q3Q7Q9Q17 |

ずしも一定の責任を両者に分配するという判断はされてはおらず、独立な判断が行われていると考えられる[27]。したがって、先に述べた、事故の責任という負財は事故の当事者に分配されて責任判断されるのではないかという考えは否定されるであろう。

3．1．2．仮説1の検証

仮説1は「責任判断の評定は、立場によって異なる。第三者は相対的に加害者に対して寛大な評定をし、被害者は反対に加害者に対して厳格な評定になる。」というものである。本節ではこの仮説1が支持されたかどうかをグループ別に検証する[28]。

（1）被害者懲罰性項目群

被害者懲罰性項目群は評定値が高いほど被害者の責任追及が厳しくなる質問項目群である。立場の主効果は実験1、2ともにQ13（被害者の非難）以外のすべてに検出された。いずれも第三者条件の被験者の評定の方が有意に高くなっており、第三者の方が被害者に対して厳しい評定になっている。この結果は仮説1を直接支持するわけではないが、仮説1に整合的な結果である。

実験1における分散分析の結果（被害者懲罰性項目群）

| | 被害者の過失（Q2） | 被害者の責任（Q8） | 被害者の因果性（Q10） | 被害者の非難（Q13） | 被害者の罰（Q15） |
|---|---|---|---|---|---|
| 立場 | ** | ** | * | | * |

実験2における分散分析の結果

| | 被害者の過失（Q2） | 被害者の責任（Q8） | 被害者の因果性（Q10） | 被害者の非難（Q13） | 被害者の罰（Q15） |
|---|---|---|---|---|---|
| 立場 | ** | ** | * | | ** |

†p<.10　*p<.05　**p<.01

被害者の行動の因果性評定（Q10）というかなり客観的と思われる項目についても立場による主観の相違が見られるが、こうしたずれが被害者に大きな苦痛を与えることが想像できる。これに反して立場の相違という主観による影響をより受けそうなQ13（被害者の非難）には立場の効果が検出されなかった。

（2）加害者共感性項目群

加害者共感性項目群の支配的な因子は加害者への共感であると思われ、評定が高いほど加害者に対して同情的・共感的になる質問項目群である。

実験1における分散分析の結果（加害者共感性項目群）

| | 加害者との類似性 (Q1) | 加害者への同情 (Q4) | 加害者への同情 (Q6) | 加害者への同情 (Q14) |
|---|---|---|---|---|
| 立場 | | * | † | * |

実験2における分散分析の結果

| | 加害者との類似性 (Q1) | 加害者への同情 (Q4) | 加害者への同情 (Q6) | 加害者への同情 (Q14) |
|---|---|---|---|---|
| 立場 | | | * | |

†p<.10　*p<.05　**p<.01

実験1では立場の主効果は4項目中3項目に検出され、実験2ではQ6（加害者への同情）のみであった（Q4にはかなり大きなF比で立場の主効果が見られたが、交互作用が高水準で検出されたので省略している）。いずれも第三者条件の被験者の方が有意に加害者への共感度を高く評定しており、仮説1を支持している。加害者共感性項目群では実験1と実験2との結果の一致度が低く、実験2ではわずか1項目にしか立場の主効果が検出されなかった。これは実験2において操作した謝罪の有無の条件の影響によるものではないかと考えられる。

Q1（加害者との類似性）には実験1、2ともに立場の主効果が現れなかったが、Q1は事故についての責任判断ではなく被験者自身についての判断を測定することを目的とした項目であるため、特に立場の主効果が見られなくても、仮説1についての反証とはならないと考えられる。

（3）加害者懲罰性項目群

加害者懲罰性項目群は評定値が高いほど加害者の責任追及が厳しくなる質問項目群である。

実験1における分散分析の結果（加害者懲罰性項目群）

| | 加害者の責任 (Q5) | 加害者の過失 (Q11) | 加害者の因果性 (Q12) | 加害者の非難 (Q16) | 加害者の量刑 (Q18) |
|---|---|---|---|---|---|
| 立場 | | † | * | ** | |

実験2における分散分析の結果

| | 加害者の責任 (Q5) | 加害者の過失 (Q11) | 加害者の因果性 (Q12) | 加害者の非難 (Q16) | 加害者の量刑 (Q18) |
|---|---|---|---|---|---|
| 立場 | ** | | ** | ** | ** |

†p<.10　*p<.05　**p<.01

立場の主効果は実験１では５項目のうち３項目に検出されており、実験２では５項目中４項目に検出された。いずれも第三者条件の被験者の方が評定が有意に低く、仮説１を支持している。

この質問項目群も実験１と実験２の結果の一致度が低くなっており、実験１と実験２で一致して立場の主効果が検出されたのは５項目のうち２項目のみであった。加害者共感性項目群とは反対に、加害者懲罰性項目群では実験２の方が立場の主効果が多く検出された。これも実験２で操作した謝罪条件による影響ではないかと考えられる。ただし、謝罪条件の操作は、加害者に対する共感性については立場による相違を打ち消す方向に働くが、加害者の懲罰性については立場による相違をかえって際立たせる方向に働くのではないかという予想ができる。

（４）被害者共感性項目群

被害者共感性項目群は評定値が高いほど被害者への共感度が高くなる質問項目群である。

実験１における分散分析の結果（被害者共感性項目群）

| | 被害の大きさ（Ｑ３） | 被害者への同情（Ｑ９） | 加害者への怒り（Ｑ７） | 被害者との類似性（Q17） |
|---|---|---|---|---|
| 立場 | | ** | **(29) | * |

実験２における分散分析の結果

| | 被害の大きさ（Ｑ３） | 被害者への同情（Ｑ９） | 加害者への怒り（Ｑ７） | 被害者との類似性（Q17） |
|---|---|---|---|---|
| 立場 | ** | ** | ** | * |

†p<.10　*p<.05　**p<.01

立場の主効果は実験１では４項目中３項目に検出されており、実験２では４項目すべてに検出された。いずれも第三者条件の被験者の方が被害者への共感度が低くなっており、第三者の方が被害者に対して厳しい評定をしている。これも仮説１を裏側から支持していると見られよう。

以上をまとめると、仮説１は明確に支持されたと考えられる。実験１では18項目中12項目、実験２では18項目中13項目に立場の主効果が見られ、その内容は被害者立場は加害者の責任を強く追及し、被害者への共感度が高く、第三者立場は被害者の責任を強く追及し、加害者への共感度が高かった。実験１、実験２共通して立場の主効果が見い出されなかったのはＱ１（加害者との類似性）

とQ13（被害者の非難）のみで、これらに立場の主効果が見られなかった点については、仮説が否定されるほどの重要性はないと考えられる。

### 3．1．3．仮説2の検証

仮説2は「第三者は主観的責任を重視して責任を判断し、被害者は客観的責任を重視して責任を判断する。」というものである。

過失要因と結果要因の主効果について全体的に見ると、加害者の責任判断（加害者懲罰性項目群）には過失が重要な要因であり、結果による影響はないということ、そして結果要因による影響があるのはほとんどが被害者共感性項目群であるということが言える（表3、表7参照）。

過失の主効果は、被害者懲罰性項目群と加害者共感性項目群では過失低条件の方が評定が高く、加害者懲罰性項目群と被害者共感性項目群では過失高条件

被害者懲罰性項目群の分散分析の結果（実験1）

| | 被害者の過失（Q2） | 被害者の責任（Q8） | 被害者の因果性（Q10） | 被害者の非難（Q13） | 被害者の量刑（Q15） |
|---|---|---|---|---|---|
| 過失 | * | | | | |
| 結果 | | | | | † |
| 過失×結果 | | | | | † |

加害者共感性項目群の分散分析の結果（実験1）

| | 加害者との類似性（Q1） | 加害者への同情（Q4） | 被害者への同情（Q6） | 加害者への同情（Q14） |
|---|---|---|---|---|
| 過失 | † | ** | | |
| 結果 | | ** | | |
| 過失×結果 | | | | † |
| 立場×過失×結果 | | † | | |

加害者懲罰性項目群の分散分析の結果（実験1）

| | 加害者の責任（Q5） | 加害者の過失（Q11） | 加害者の因果性（Q12） | 加害者の非難（Q16） | 加害者の量刑（Q18） |
|---|---|---|---|---|---|
| 過失 | | ** | ** | ** | ** |
| 過失×結果 | * | | | | |
| 立場×過失 | † | | | | |
| 立場×結果 | | | | | * |

被害者共感性項目群の分散分析の結果（実験1）

| | 被害の大きさ（Q3） | 被害者への同情（Q9） | 加害者への怒り（Q7） | 被害者との類似性（Q17） |
|---|---|---|---|---|
| 過失 | † | † | * | |
| 結果 | ** | ** | | † |
| 立場×結果 | | | ** | † |

† $p<.10$　* $p<.05$　** $p<.01$

の方が評定が高かった。先に述べた通り、加害者の責任判断項目では、過失の主効果が多く検出されたのに対し結果の主効果はまったく現れなかった。すなわち加害者の責任判断には結果要因よりも過失要因の方が重要であることが示された。この結果は萩原（1986：191-194）の実験結果とよく一致するし、刑法における責任の概念とも一致する。したがって、一般的に言って責任概念を加害者の主観的要因で捉えようとすることはきわめて妥当なことであると言える。そして、この傾向は第三者と被害者とで共通している。したがって、第三者も被害者もともに概ね主観的責任に拠った責任判断をしており、仮説２に対する回答は両者の責任判断の構造は大差ないということになろう。

ただし、若干の項目では立場と過失や結果との交互作用が見出されたので、これらの内容を確認する。

加害者の責任判断項目（加害者懲罰性項目群）の中でも重要なQ18（加害者の量刑）で、立場×結果の交互作用が有意であった。立場の単純主効果[30]を検定したところ、結果重条件で有意であった（F=6.01、p<.05）（図４）。また、結果の単純主効果を検定したところ、被害者条件で有意であった（F=11.51、p<.01）。すなわち、結果が深刻であるとき、被害者は第三者よりも有意に厳しい刑罰を望む。また、被害者は結果の大きさを反映した刑罰を望むのに対し、第三者は結果が重いときと軽いときとの量刑判断の差がないといえる。Q18は過失の主効果も高水準で検出されているので、量刑判断

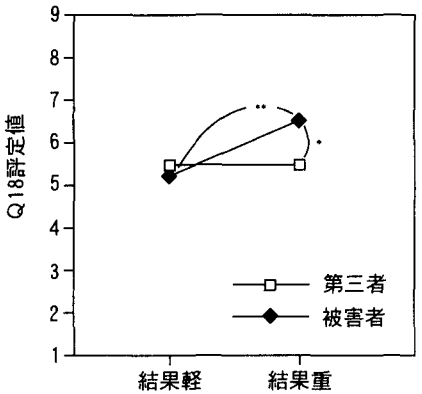


図４．加害者の量刑の評定

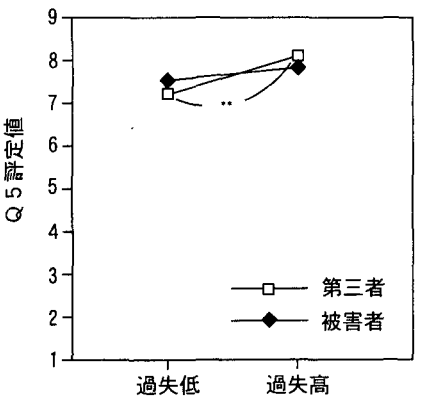


図５．加害者の責任の評定

は第三者、被害者ともに過失の程度によって行われるが、被害者は第三者に比べて客観的責任がより加味されると言える。これが量刑に対して被害者が不満を感じる理由であろう。

もう１つ重要なＱ５（加害者の責任）が立場×過失の交互作用が有意傾向なので分析したところ、過失の単純主効果が第三者条件において有意であった（F=9.68、p<.01）（図５）。すなわち、被害者は過失の高低に関わらず加害者の責任について一定の判断をしているのに対し、第三者は加害者の責任判断をする際に過失の高低を反映した反応をしているのである。第三者の方がより主観的責任に拠った責任判断を行っている。

他に、加害者または被害者への共感性項目で立場と過失や結果との交互作用が見られた。

Ｑ４（加害者への同情）では、有意傾向ではあったが二次の交互作用が検出されたので、結果軽条件・結果重条件別に立場×過失の単純交互作用[31]を分析した（図６）。結果軽条件においては立場の主効果と過失の主効果がともに有意傾向であった（F=2.88、F=3.66）（図６(a)）。すなわち、第三者条件の方が被害者条件よりも加害者に対してより同情的で、過失低条件の方が過失高条件よりも加害者に対してより同情的という、常識に一致した結果である。これに対し、結果重条件においては立場×過失の交互作用が有意であった（F=4.57、p<.05）（図６(b)）。単純主効果を検定したところ、過失高条件では第三者と被害者の差は有意ではなかったが、過失低条

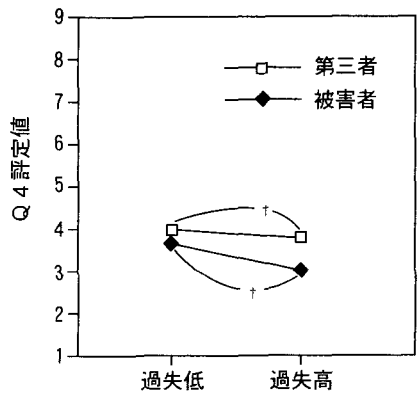


図６(a)．加害者への同情（結果軽条件）

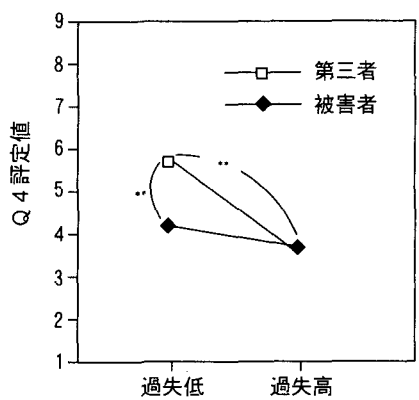


(b)．加害者への同情（結果重条件）

件では第三者の方が加害者に対して有意に同情的だった（F=7.69、p<.01）。また、第三者条件において、過失の単純主効果が有意であった（F=16.42、p<.01）。以上から、第三者は事故の結果が深刻な場合であっても、加害者の過失が低レベルであると加害者に対して同情的になるといえる。これは被害者立場の人には見られない反応である。被害者が加害者に対して抱く感情にとっては結果の程度が重要な情報であるが、第三者の場合は過失の程度によって加害者に対して同情的になるのである。

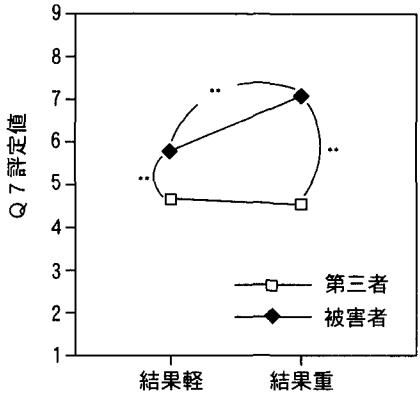

図７．加害者への怒りの評定

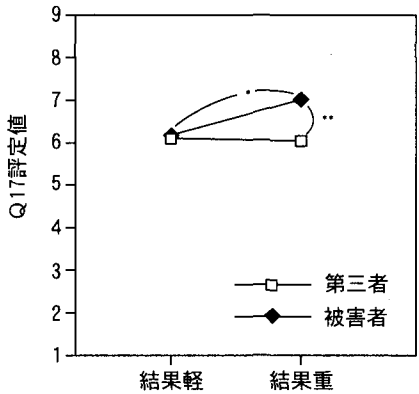

図８．被害者との類似性の評定

Ｑ７（加害者への怒り）で立場×結果の交互作用が高水準で検出されたので単純主効果を検定すると、立場の単純主効果は、結果軽条件・結果重条件双方において有意であった（F=7.57、p<.01、F=52.67、p<.01）（図７）。すなわち、被害者の加害者に対する怒りは結果の軽重に関わらず第三者よりも大きく、交互作用が見い出されるものの立場の主効果が非常に大きいということであり、これは仮説１を支持する結果である。結果の単純主効果を見ると、被害者条件において有意であった（F=14.58、p<.01）。すなわち、被害者は結果の軽重に反応し、結果が深刻な場合に怒りが増大するのに対し、第三者は結果の軽重によっては加害者に対する怒りのレベルに差が生じなかったのである。

Q17（被害者との類似性）は立場×結果の交互作用が有意傾向になっているので分析すると（図８）、結果重条件で立場の単純主効果が有意であり（F=7.86、p<.01）、被害者条件で結果の単純主効果が有意であった（F=6.63、p<.05）。す

なわち、自分も同様の被害を被る可能性があると感じる度合いが、結果が深刻な場合には被害者の方が有意に高く、第三者が結果の軽重でこのような共感性に差が出ないのに対して、被害者立場では結果の軽重に反応して結果が重いときに共感性が高くなるのである。

仮説２に関して以上をまとめると、第三者も被害者も原則的には同じように主観的責任に拠って責任判断をする。しかし被害者は加害者に対する怒りの感情の形成や量刑判断に客観的責任が加味される。１．３．節で紹介した Weiner (1995) が指摘する通り怒りや共感などの感情が責任判断を媒介するのであれば、客観的責任は被害者の怒りの感情に第三者よりも影響があるので、第三者と被害者との責任判断の齟齬が大きくなり、被害者に苦痛や怒りをもたらす可能性があると考えられる。

### ３．１．４．仮説３の検証

仮説３は「加害者から謝罪がなされることによって第三者と被害者の評定の差が解消する。」というものである。

交互作用のない謝罪要因の主効果はＱ７（加害者への怒り）とＱ15（被害者の罰）の２つに検出されたのみであった（表４参照）。立場要因との交互作用は７項目に見られた。したがって、謝罪は第三者と被害者の双方に共通の効果はほとんどなく、立場の如何との関わりで効果が現れるのである。

高水準で有意だったＱ７（加害者への怒り）の謝罪の主効果についてテューキー法による多重比較[32]を行った結果、謝罪あり条件と謝罪なし条件間で有意差があった（MSe[33]=4.75、p<.05）。すなわち、第三者、被害者ともに謝罪なしでは加害者に対する怒りが大きく、謝罪があると怒りが低減したのである。Ｑ15（被害者の罰）は有意水準が低く、これ以上の分析には耐えなかった。

実験２では、上述したとおり、謝罪の主効果は例外的で、むしろ立場との交

加害者懲罰性項目群の分散分析の結果（実験２）

| | 加害者の責任 (Q5) | 加害者の過失 (Q11) | 加害者の因果性 (Q12) | 加害者の非難 (Q16) | 加害者の量刑 (Q18) |
|---|---|---|---|---|---|
| 立場×謝罪 | | * | † | † | † |

加害者共感性項目群の分散分析の結果（実験２）

| | 加害者との類似性 (Q1) | 加害者への同情 (Q4) | 加害者への同情 (Q6) | 加害者への同情 (Q14) |
|---|---|---|---|---|
| 立場×謝罪 | * | ** | | ** |

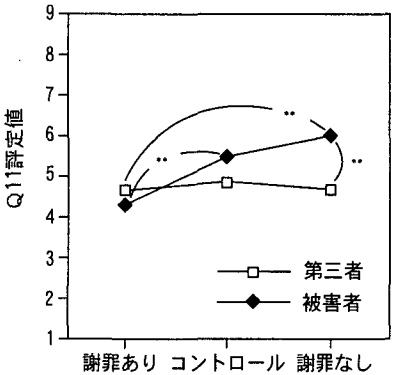


図９．加害者の過失の評定

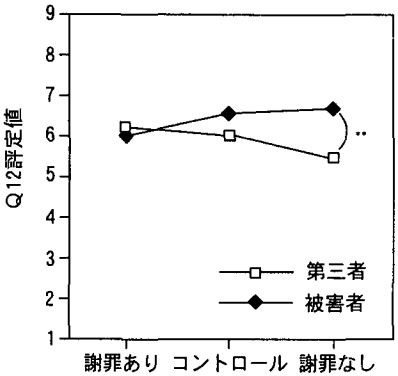


図10．加害者の因果性の評定

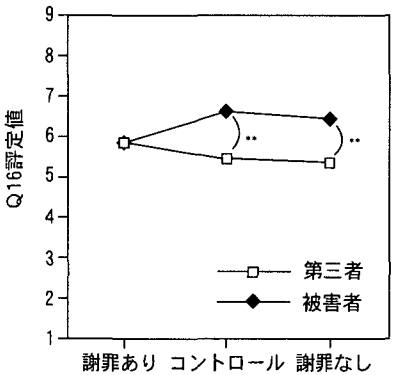


図11．加害者の非難の評定

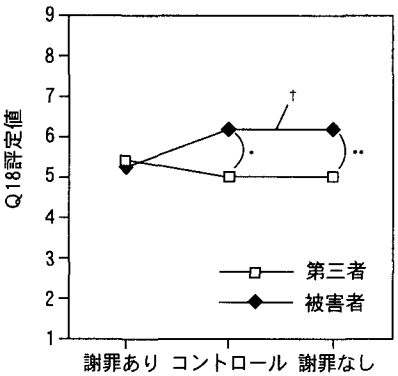


図12．加害者の量刑の評定

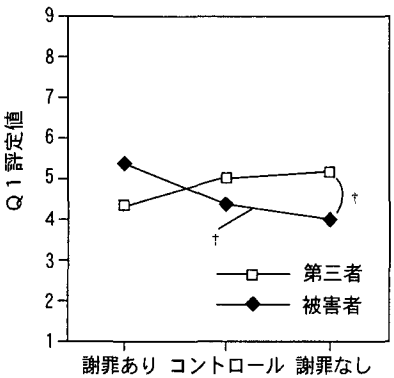


図13．加害者との類似性の評定

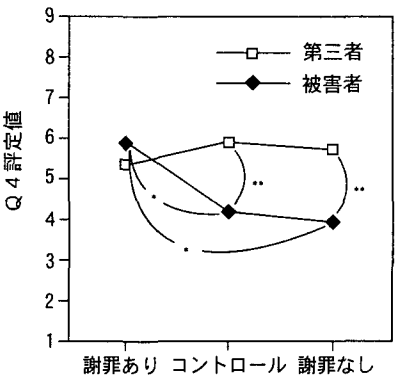


図14．加害者への同情の評定

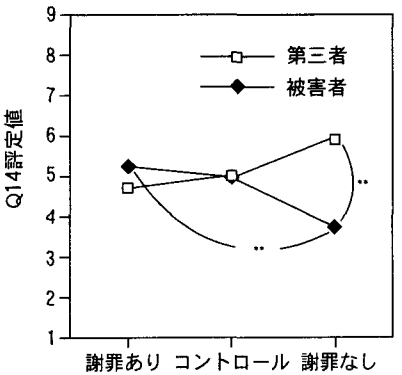


図15. 加害者への同情の評定

互作用が多く出現した。そして、立場×謝罪の交互作用の出現は加害者懲罰性項目群と加害者共感性項目群すなわち加害者と関係する質問項目に集中した。

加害者懲罰性項目群ではQ11（加害者の過失）で立場×謝罪の交互作用が有意だったので分析したところ、謝罪なし条件で立場の単純主効果が有意であった（F=9.31、p<.01）。また、被害者条件において謝罪の単純主効果が有意であったので（F=7.07、p<.05）、テューキー法による多重比較を行った結果、謝罪あり条件と謝罪なし条件、謝罪あり条件とコントロール条件間で有意差があった（MSe=4.70、p<.05）（図９）。すなわち、第三者は謝罪の有無で加害者の過失判断に差は生じないが、被害者は謝罪があった場合に加害者の過失の評定が有意に低下するのである。

Q12（加害者の因果性）、Q16（加害者の非難）、Q18（加害者の量刑）においてもQ11と同様の内容で交互作用が有意傾向になっているので交互作用を分析すると、Q12は謝罪なし条件で立場の単純主効果が有意だった(F=10.57、p<.01）（図10）。Q16は立場の単純主効果が謝罪なし条件とコントロール条件で有意だった（F=7.30、p<.01、F=9.09、p<.01）（図11）。Q18は立場の単純主効果が謝罪なし条件とコントロール条件で有意（F=8.01、p<.01、F=4.95、p<.05）であった。また、謝罪の単純主効果が被害者条件で有意傾向であったので(F=2.77)、テューキー法による多重比較を行ったが、有意差は検出されなかった(図12)。

加害者共感性項目群ではＱ１（加害者との類似性）、Ｑ４（加害者への同情）、Q14（加害者への同情）で交互作用が有意だった。交互作用を分析すると、Ｑ１は立場の単純主効果が謝罪なし条件で有意傾向（F=3.71）、謝罪の単純主効果が被害者条件で有意傾向だった（F=2.54）（図13）。Ｑ４は立場の単純主効果が謝罪なし条件とコントロール条件で有意だった（F=14.74、p<.01、F=7.69、p<.01）。また、謝罪の単純主効果が被害者条件で有意だった（F=8.54、p<.01）のでテューキー法による多重比較を行った結果、謝罪あり条件と謝罪なし条件、

謝罪あり条件とコントロール条件間で有意差があった（MSe=5.92、p<.05）（図14）。Q14は立場の単純主効果が謝罪なし条件で有意だった（F=16.89、p<.01）。また、謝罪の単純主効果が被害者条件で有意だった（F=4.57、p<.05）のでテューキー法による多重比較を行った結果、謝罪あり条件と謝罪なし条件間で有意差があった（MSe=5.54、p<.05）（図15）。

仮説３について以上をまとめると、立場×謝罪の交互作用が加害者懲罰性項目群では５項目中４項目、加害者共感性項目群では４項目中３項目に検出され、その内容はいずれも、謝罪なし条件やコントロール条件で第三者立場と被害者立場間にあった加害者の責任判断評定の差が加害者の謝罪によって解消されるというものであった。これは仮説３を支持する結果である。そして、加害者からの謝罪がこのような効果を被害者に対して持つのは、前節の最後に述べたとおり、責任判断を媒介する怒りの感情に謝罪が働いて緩和するからではないかと考えられる。

ただし、この結論にはいくつかの留保をつける必要がある。

その１つは、実験2においては過失要因が操作されておらず、過失低条件のみでの評定になっているため、果たして過失の程度が高い場合にも加害者からの謝罪が同様の効果を持つかどうかはわからないという点である。さらには、主観的構成要件が過失ではなく、故意であっても同様の効果を謝罪が持ちうるかどうかも今後の検討課題である。

もう１つの留保点は、本実験では謝罪があることにより加害者の責任判断の評定が低下するという効果が見られたのは被害者立場の被験者のみで、第三者立場の被験者にはこのような効果は見られなかったが、この点をどう理解するかである。Vidmar & Miller (1980:588) は、人々の懲罰反応に与える犯罪者の犯行後の態度の影響の分析の中で「後悔」をとりあげ、後悔という事後的な行為が人々の懲罰反応を軽減すると述べている。その理由として２つあげており、１つは犯罪者によって後悔が示されると人々は彼が再びルール違反を犯すことはないだろうと思うからであり、もう１つは後悔はルールの正当性を認めるものであるからとしている。そしてこの２つめの理由をより重要であるとしている。ルールへの脅威こそが社会集団にとっては重要な問題であり、人々にとっては犯罪者個人への関心よりも集団への関心の方が勝っている。このため、十分な後悔はルールの正当性を十分に肯定するので、懲罰行動が消えたり好意的な反応に置き換わったりすると述べている。そうであれば、本実験の第三者立

場の被験者にも謝罪による効果が見られるはずであるが、そのような効果は見られなかった。もし Vidmar & Miller(1980) が述べる通りの効果が第三者にも現れていれば、第三者と被害者の評定の差が謝罪によって解消されるという結果にはならなかったであろう。後悔と謝罪は同じではないが、本実験の謝罪は後悔の念も含ませた設定になっているので、Vidmar & Miller(1980) の言説は当てはめられるであろう。このような結果になったのは、設例の性質の影響があった可能性があるかもしれない。つまり、設例が交通事故例であるため、主観的構成要件要素が故意ではなく過失になっている。過失は故意のように集団ルールに対する挑戦とはあまり見なされないため、謝罪が効果を持ち得なかったとは考えられないだろうか。もしそうであるなら、犯罪者の故意が集団ルールに対する大きな脅威と感じられるような設例の場合には、第三者にも謝罪の効果が現れ、そのため被害者との評定差が解消しない可能性もありうると思われる。

また、設例における謝罪あり条件と謝罪なし条件の内容についても一考しておく必要があろう。本研究は、仮に加害者に謝罪したいという意思があったとしても、保険会社などのコントロールによって加害者が直接被害者に面会したり謝罪することを禁止されてしまうため、被害者が加害者から一言の謝罪もないことに言いようのない怒りを覚えるという現実場面における被害者の感情のコントロールに問題関心を持っているのだが、設例の謝罪なし条件の内容は、その文面上、謝罪がなかったというよりもむしろ、加害者が責任を否定していると受けとられた可能性がある。

実験２での仮説３の検証によって謝罪があることによって第三者と被害者の責任判断の齟齬が解消される可能性のあることが示されたが、「謝罪」と一言で言ってもその内容にはいくつかの種類があり、それらの効果の違いが心理学的に検討されている。謝罪の分類は研究者により多少の違いがあるが、土井・高木（1993）は謝罪の内容を、(1)ごめんなさいと言う、(2)責任を認める、(3)事情を説明する、(4)改悛を示す、(5)いたわりを示す、(6)許しを乞う、(7)二度としないと誓う、(8)補償を申し出る、の８種類に分け、被害大・小×加害者の責任有・無の４場面で加害者立場・被害者立場の被験者に各謝罪が充分であるかどうかを評定させた。本実験の謝罪あり条件の謝罪内容は、この８分類にあてはめると(1)(2)(4)(6)(7)(8)の内容を含んでいると考えられる。したがって、謝罪のどの要素が有効であったのかはこの実験だけからではわからない。加害者から被害者への謝罪が現実にどのようになされたらよいか、制度上謝罪をとり入れる

ならどのようにすれば効果的か、などの問題を考えるとき、謝罪のどの要素が有効であったかによってその問題の回答が変わってくるであろう。

### 3．2．責任判断の構造

次に、実験で得られた結果をパス解析[34]で分析することによって、責任概念の構造や第三者と被害者との責任判断構造の相違を視覚的に確認する。

まず2．1．節の責任判断過程のモデル（図2）に、実験で得られた成果を加えて修正を行う。モデル図の各構成概念に、実験1で評定された、該当する質問項目を置く。すなわち、「因果性」にはQ12（加害者の因果性）、「主観的構成要件要素」にはQ11（加害者の過失）、「責任」にはQ5（加害者の責任）、「非難」にはQ16（加害者の非難）、「量刑」にはQ18（加害者の量刑）、「結果」にはQ3（被害の大きさ）、「類似性」にはQ1（加害者との類似性）、「感情」にはQ7（加害者への怒り）とQ4（加害者への同情）を該当させる。そして、過失、結果、類似性の3つを外生変数[35]として、図2と同じ階層で、先行する変数から後行するすべての変数にパスをひいた完全逐次的モデルを作り、それにしたがってパス解析を行った。実験1のデータを第三者と被害者とに分けてパス解析を行い、その結果、有意水準5％を満たしたパスのみを記入したのが図16である[36]。

このパス解析の方法はパスの検証であり[39]、図2の因果モデルにあるパスが現実にも存在し、因果モデルにないパスが現実にも存在しないことを検証する方法なので、パス係数の値そのものよりもその因果モデルにおけるパスの有無に焦点を合わせている。この点から考えると、現実の責任判断は図2の因果モデルほど単純ではないことがわかる。また、このモデルでは被説明率が優れて高いわけではないので、責任判断には他にも様々な要因が影響することが推察できる。

図16の(a)と(b)を比較すると、以下のことが言えよう。

まず第三者と被害者とで共通している点として、以下の諸点があげられる。

(1)第三者と被害者は、量刑に関して同じ判断構造を持っている。いずれも過失、非難、怒りからの直接パスを受けている。すなわち、量刑は主観的構成要件要素および認知者の主観的感情からの影響を受けた判断であるということが確認された。

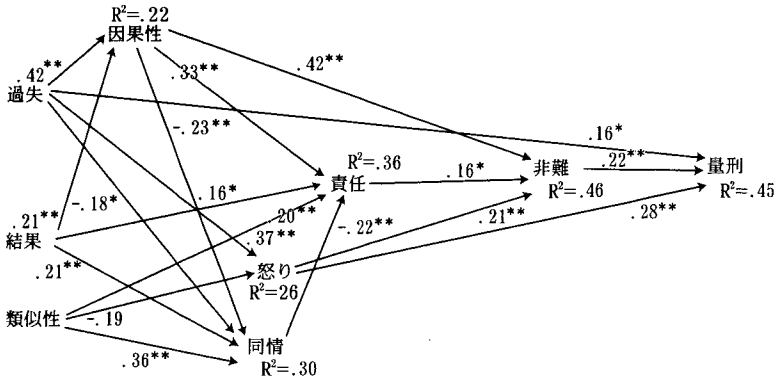


(a)第三者の責任判断構造

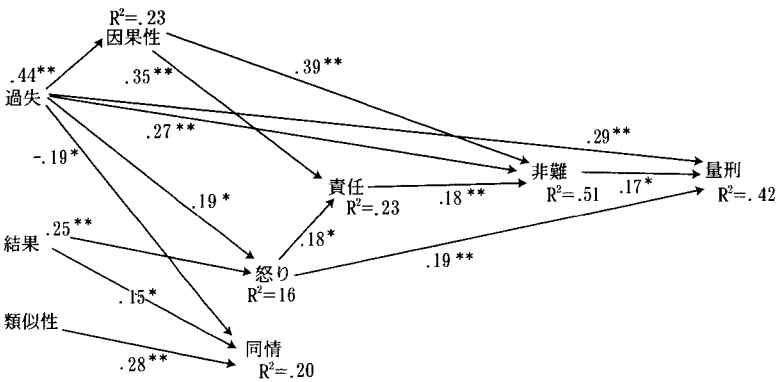


(b)被害者の責任判断構造

(注) パス係数は標準偏回帰係数[37]である。* p＜.05　** p＜.01　R²被説明率[38]

図16. 第三者と被害者の責任判断構造

(2)過失→因果性→責任→非難→量刑という責任判断の道筋が見られる。パス係数の大きさから見ると、特に過失→因果性→非難→量刑という流れが大きいように見られる。したがって、主観的構成要件要素が責任判断において果たす役割が大きいことが確認された。

(3)責任概念に果たす因果性の影響が大きい一方、過失は責任概念に直接パスがない。本実験においては、責任概念は因果性に大きく依存して判断されていたことがわかる。

次に第三者と被害者との相違点として以下の諸点があげられる。

(1)第三者には結果→同情→責任（同情→責任は負の相関）というパスが存在するが、被害者には存在しない。一方、被害者には結果→怒り→責任というパスが存在するが、第三者には存在しない。したがって、結果は感情的要素を経由して責任判断に影響するとき、第三者と被害者で逆方向の働きをすると考えられる。

(2)第三者には結果→責任という直接パスが存在するが、被害者にはこれが存在しない。したがって、第三者の方が結果が直接に責任判断に影響を与えると見ることができる。一方、被害者の方は、結果は怒りと同情という主観性だけに影響を与えている。被害者については、実験1の仮説2の検証で、被害者は加害者に対する怒りの感情の形成や量刑判断に客観的責任が加味される点を、怒りの感情が責任判断を媒介するからと予測した点とよく一致する解析結果となった。その反面、第三者については、仮説2の検証で、主観的責任に拠って責任判断をするとした結果とは必ずしも整合的ではない解析結果となった。

(3)第三者のみに類似性と責任にパスがある。第三者は類似性が高いと加害者の責任を高く評定するという傾向が第三者にあるということは、1．3．節でとりあげたShaverの防衛的帰属仮説の反証となりうる。

## 4．まとめ

本稿は第三者と犯罪被害者という立場の違いによる量刑判断や責任判断の齟齬を検出し、両者の判断構造の違いを心理学的に検証することを目的としていた。これは社会心理学の分野における責任帰属の研究の成果を、犯罪被害者の精神的苦痛の緩和に資する制度設計に応用することを目指したものであった。犯罪被害者の窮状の改善に少しでも資するような制度を将来考えていくためには、犯罪被害者の責任判断の認知的な特徴をとらえることが不可欠であると考えられる。以下に本稿において得られた知見をまとめる。

事件の第三者であるか被害者であるかという立場の違いによる各責任概念の評定の相違は明白で、第三者の方が加害者に対して寛大な評定になる傾向が仮説1の検証により実証された。その原因についての仮説として、結果の重大性が持つ重要性が両者において異なるのではないかと考えていた。すなわち、一般には主観的構成要件要素に大きく拠って責任判断がなされており、刑事司法

制度もそうなっているが、被害者においてはその点が大きく異なるのではないかと考えていた。しかし仮説2の検証とパス解析の結果からは、被害者もやはり主観的構成要件要素に拠った責任判断をしているらしいことがわかった。むしろ、パス図からは被害者の方が主観的構成要件要素により重きを置いた責任判断をしている様子が見られる。ただし、結果がどのような感情を喚起するかが第三者と被害者とでは異なり、被害者では結果は怒りを喚起するが、第三者では結果はむしろ同情を喚起する情報となることが推測される。そして、こうして喚起された感情が責任判断に影響することから、被害者においては第三者よりも責任判断における結果の重要性が高まるのではないかと考えられる。

こうした責任判断の立場による相違は、謝罪があることによって両者の評定が近接することが仮説3の検証から実証された。問題関心は、謝罪に限らず何らかの条件を付加することによって第三者と被害者の責任評定を近づけることができるのではないか、ということであった。これは、被害者の責任判断は立場上当然バイアスがかかっているもので、第三者の責任判断の方が中立的で正しいから被害者の判断を第三者に近づける方法を考えてみたというのではない。事実は認知者の主観というフィルターを通してしか見られないものであるから、認知者の立場によって責任判断に齟齬が生じるのはむしろ当然と思われるが、第三者の責任評定と被害者の責任評定を近接させられれば、被害者を苦境から救済する一助になりうるのではないかと考えたからである。被害者を心理的に救済する必要があるからといって、被害者の心情のみにとらわれて重罰化をするというわけには当然ながらいかない。そこで、事後的な何らかの方法によって被害者を心理的に救済する道を探求する第一歩として謝罪を取り上げたのである。謝罪が有効でありうるとしても、本研究ではどのように謝罪を制度化すればよいか、単に制度化された謝罪でも有効なのかなどの踏み込んだ検討は行っていない。また、謝罪に限らず他にも様々な方法や手続きが考えられよう。これらは今後の検討課題である。

## 注

（1）本稿における実験2の一部を要約したものとして山田(2000)がある。

（2）被験者に与えられた仮設的小話の中で、ある青年が丘の上に駐車していたところ、ハンドブレーキが壊れていて車が動きだし、その結果、(1)

車が木の切り株にぶつかって止まり、少し傷がついた、(2)車が大きな木にぶつかり大破した、(3)車は木の切り株にぶつかって止まり少し傷がついたが、丘の下の店に車が飛び込んでそこにいた人を傷付ける可能性があった、(4)車が丘の下の店に飛び込んで、そこにいた子どもと店主にけがを負わせた、という4条件を設定している。

(3) 被験者に与えられた仮設的小話の中で、ある青年が実験室で合金の張力強度のテストに使う油圧機の実演をしている最中に長距離電話に出るため部屋から出ていたところ、合金が破砕して、砕片がそこに居合わせた子どもの(1)手首に落ちて小さなけがをした、(2)目にあたり失明した、という被害の大きさを操作し、分析において、話の中の青年と被験者とが(1)同性である、(2)異性である、という個人的類似性の要因を加えている。

(4) なお、萩原らは運転免許の有無で類似性の操作をし、Shaver の防衛的帰属に反する実験結果を報告している（萩原・曽野・佐野、1977：33)。

(5) Shultz & Darley (1991: 256) によっている。原著を確認することはできなかった。

(6) ただし、ピアジェ（1954）の「主観的責任」は動機の主観的な悪性と故意・過失を明確に区別していない。主として前者の意味で使用していると思われる。この研究では動機の悪性ではなく、故意・過失の意味で用いる。

(7) 注6に関連し、設例の文は、制限速度や標識を遵守したか否かで過失の大小のみを操作し、動機の主観的悪性については一定になるようにしている。

(8) Q19は、実験者が想定したように実験操作ができたかどうかを確認するための操作チェックの問いである。この数値が低いと実験的リアリティが低かったことになり、実験結果の信頼性が低くなる。

(9)「被害者の罰」とは、「被害者はこのような目にあっても当然だ」という判断を言い表したものである。加害者と被害者との間で責任を分配するという判断の可能性を考慮して、「加害者の量刑」に対応するこのような項目を設定した。

(10) 本研究は社会調査ではなく、実験条件をコントロールした実験計画法による実験なので、ランダムサンプルである必要はないと考えられる。法学部と全学教育の学生の間に基本的な反応パターンの差は見い出されなかったので、この実験ではサンプルとして区別されてはいない。

(11) 実験1と実験2の有効回答の合計と一致していないが、これはAABO条件とBABOの条件の回答が実験1と実験2の両方で用いられているためである。

(12) 分散分析とは、3個以上の平均値に、有意味な差、つまり偶然の影響による誤差を超える差があるかどうかを検定する統計的手法のことである。グループ内の分散とグループ間の分散の比によって検定するので、このような名称になっている。なお、分散分析については田中・山際（1992）が平易に解説している。

(13) 分散比を表し、データの分散が偶然の誤差によって生じるはずの分散の何倍あるかを示す。

(14) 操作チェックのQ19に立場の主効果があったということは、第三者条件と被害者条件とで実験的リアリティに差があったということで、好ましいことではない。しかし、表2のQ19の平均値でわかる通り、全体的に実験的リアリティは低くなかったと解釈できるので、実験結果の信頼性に問題はないと考えられる。なお、Q19は仮説検証には無関係の質問項目なので、以下の分析ではQ19を除外した記述をする。

(15) pは、帰無仮説が成立する確率を表す。帰無仮説とは、平均値間に有意な差はないとする仮説である。p値が低いとき、すなわち帰無仮説が成立する確率が低いとき、平均値に有意な差があると見られ、帰無仮説は棄却される。通常、$p<.10$ は有意傾向、$p<.05$ は低水準で有意、$p<.01$ は高水準で有意と解釈される。

(16) 独立変数として操作したある1つの要因が単独で有する効果。

(17) 複数の要因が同時に作用することによって生じる、それぞれ単独の要因では生じない特別な効果。A×B×Cという掛け合わせになった場合を二次の交互作用という。

(18) 実験1と同様、被害者条件の方が実験的リアリティが低かったといえる。しかし、評定の平均値は低くないので、実験結果の信頼性には問題がないと考えられる。

(19) 因子分析とは、多変量解析の手法の一つで、多変数の間の相関係数をもとに、相関の高い変数同士をグループ化し、複雑な多数の変数間の構造を少数の共通因子による単純な構造で表現する方法である。これによって、データの単純化・構造化と、各因子に適切な概念を当てはめることにより構造内容の理解を促進することができる。因子分析については田中（1996）が平易に解説している。

(20) 共通性とは、各変数が共通因子によって説明される割合のことで、その値は因子負荷量（注25参照）の平方和である。共通性の値は0から1の範囲であり、因子分析では最初に共通性の初期値を設定してから分析を行うが、この分析ではその初期値として各変数が因子に完全に支配される1を設定した。

(21) 因子分析には因子の抽出のしかたに各種の方法があり、その中の標準

的な手法の１つ。共通性を１とした主因子法は、数学的には主成分分析に一致する。

(22) 固有値は因子分析においては当該因子によって説明される分散の大きさを表す。

(23) 説明率は全固有値に占める当該固有値の相対的大きさであり、全分散のうち、その因子が支配する分散の割合を表す。累積説明率はその合計。

(24) 因子軸の回転法のうち、直交回転の標準的方法。因子負荷行列（表６）の各列での２乗値の分散を最大にすることにより、ゼロに近い値と絶対値の大きい値に大別し、因子の意味を解釈しやすくしている。

(25) 各変数が各因子によって支配される程度。

(26) 直交回転を採用しているので、各因子は互いに無相関であることに注意してほしい。

(27) なお、因子分析の対象となった質問項目群は実験者（本稿著者）が独自に設定したものであって、多くの人々に責任判断についてインタビュー等をして抽出したものではないので、この因子分析の結果は実験者の責任判断についてのモデルの構造を表現しているのにすぎない。

(28) 以下の仮説の検証で提示する分散分析の結果の表（ただし表番号はつけられていない）は、２．４．節の表３と２．５．節の表４からの抜粋である。ただし、表３と表４では有意であった効果はすべて**、*あるいは†が記載されているが、ここでの抜粋の表には交互作用が有意であった場合（p<.05、p<.01）の主効果は記載しなかった。交互作用が有意である場合の主効果は一定の効果を特定できないため、意味がないからである。ただし、交互作用が有意傾向（p<.10）であった場合には、主効果も記載した。交互作用の存在を絶対視できないからである。

(29) 実験１のＱ７には立場×結果の交互作用が高水準で検出されたが、立場の主効果のＦ比の値が無視するには非常に大きいので、記載した。

(30) 一次の交互作用が出た場合に、一方の要因の水準ごとに見た他方の要因の効果のこと。

(31) 二次の交互作用が出た場合に、１つの要因の水準ごとに見た交互作用を単純交互作用という。

(32) ３水準以上ある要因の効果が有意であった場合、どの水準間で有意差があったかを検定することを多重比較という。多重比較には様々な方法があるが、ここでは第１種の過誤（本当は差が無いのに有意差を検出する過誤）に対する防御力が高いテューキー法を用いた。

(33) 誤差の平均平方の値。多重比較ではもとの分散分析での値と異なるので記載しておく。

(34) 回帰分析の応用で、変数間の相関関係をもとに、ある因果モデルにし

たがって変数間の因果関係を推定する多変量解析法。結果はパス図（図16参照）にまとめられ、ある変数と他の変数の因果関係について、数量的に表現したものとなる。パス図とは、変数と変数を矢印で結んだもので、矢印の元が原因、矢印の先が結果を表す。パス解析については山際・田中（1997）が平易に解説している。

(35) 他の変数からの因果的影響を受けない、パス図のモデルの外にある変数。

(36) パス解析の結果は、あらかじめ解析者が設定した因果モデルに依存する。したがって、パス解析の結果を考察する際には、因果の方向がモデルに依存していることや、モデルに存在しないパスについては検証されていない点に留意する必要がある。

(37) 1つの変数の値の予測、説明を複数の変数の一次関数で行う分析を重回帰分析といい、各変数の係数を偏回帰係数という。標準偏回帰係数とは、すべての変数を平均0、分散1に標準化して行った重回帰分析で得られる偏回帰係数のことをいう。したがって、標準偏回帰係数の比較によって、被説明変数に対する各説明変数の影響力の強さを比較できる。

(38) 各変数が当該モデルで説明される割合。たとえば、第三者の責任判断構造（図16(a)）では、量刑の分散の45％がこのモデルによって説明されるということ。

(39) 他に、因果モデルに示したパスのパス係数の値の大小に関心を寄せる、パスの推定という方法がある。因果モデルに相当の妥当性があれば、どちらの結果もあまり違わない。ここでパスの検証を用いたのは、因果モデルの妥当性に高い確信を持っているわけではないからである。

## 引用文献

Darley, J. & Schultz, T. (1990) Moral rules: Their content and acquisition, *Annual Review of Psychology* **41**:525-556.

土井聖陽・高木修(1993)「社会的苦境における謝罪の評価と加害者・被害者の感情」『社会心理学研究』**9**:73-89

萩原滋(1976)「社会的事象の認知への帰因的アプローチ－その理論的背景－」『慶応義塾大学新聞研究所年報』**7**:57-75

萩原滋(1986)『責任判断過程の分析－心理学的アプローチ』多賀出版

萩原滋・曽野佐紀子・佐野勝男（1977）「日本人の『対人行動』の実験社会心理学的研究－交通事故に対する『責任判断』への帰因的アプローチ－」『組織行動研究』**3**: 3-39

Hamilton, V. L. (1978) Who is responsible? Toward a social psychology of responsibility attribution, *Social Psychology* **41**:316-328.

Hart, H. L. A. (1968) Punishment and Responsibility: Essays in the Philosophy of Law, Oxford: Clarendon Press.

ハイダー，F.(1978)『対人関係の心理学』(大橋正夫訳)誠心書房〔原著 Heider, F. (1958) The Psychology of Interpersonal Relations, New York: Wiley.〕

Hogan, R. & Emler, N. P. (1981) Retributive justice. In Lerner, M. J. & Lerner, S. C.(eds.), The Justice Motive in Social Behavior, New York: Plenum: 125-143.

松村良之(1998)「マイ・ビュー　心理学と法」日本法社会学会編『法社会学の新地平』有斐閣:59-61

西村春夫・岩崎正和(1986)「責任判断の心理過程－内省、操作、認知－」石村善助・所一彦・西村春夫編著『責任と罰の意識構造』多賀出版:209-282

ピアジェ，J.(1954)『臨床児童心理学Ⅲ　児童道徳判断の発達』(大伴茂訳)同文書院〔原著 Piaget, J. (1930) Etudes sur la logique de l'enfant III Le jugement moral chez l'enfant, Geneve: J.J.Rousseau.〕

シェイバー，K.(1981)『帰属理論入門－対人行動の理解と予測－』(稲松信雄・生熊譲二訳)誠心書房　〔原著 Shaver, K. G. (1975) An Introduction to Attribution Processes, Cambridge, Mass.: Winthrop.〕

Shaver, K. G. (1970) Defensive attribution: Effects of severrity and relevance on the responsibility assigned for an accident, *Journal of Personality and Social Psychology* **14**: 101-113.

Shultz, T. R. & Darley, J. M. (1991) An information-processing model of retributive moral judgments based on "legal reasoning." In Kurintess, W. M. & Gewirtz, J. L. (eds.), Handbook of Moral Behavior and Development Vol. 2, Hillsdale, NJ: Erlbaum: 247-270.

Shultz, T. R. & Mitnic, A. (1990) The distinction between responsibility and blame, Unpublishued manuscript, McGill University.

田中敏(1996)『実践心理データ解析』新曜社

田中敏・山際勇一郎(1992)『新訂ユーザーのための教育・心理統計と実験計画法』教育出版

外山みどり(1991)「帰属研究の発展」蘭千壽・外山みどり編『帰属過程の心理学』ナカニシヤ出版:38-62

Tyler, T. R. & Smith, H. J. (1998) Social justice and social movements. In Gilvert, D. T., Fiske, S. T. & Lindzey, G. (eds.), The Handbook of Social Psychology (4th ed.) Vol.2, Boston: McGraw-Hill: 595-629.

Vidmar, N. & Miller, D. T. (1980) Socialpsychological processes underlying attitudes toward legal punishment, *Law & Society Review* **14**: 565-602.

Walster, E. (1966) Assignment of responsibility for an accident, *Journal of Personality and Social Psychology* **3**: 73-79.

Weiner, B. (1995) Judgments of Responsibility: A Foundation for a Theory of Social Conduct, New York: Guilford.

山際勇一郎・田中敏(1997)『ユーザーのための心理データの多変量解析法』教育出版

山田裕子(2000)「法的責任判断に与える謝罪の影響－認知者の立場の相違に着目したシナリオ実験を通して－」『法社会学』**53**:195-207

THE HOKKAIDO LAW REVIEW
Vol. 52 No. 2 (2001)
SUMMARY OF CONTENTS

# Social Psychological Analysis of the Process of Legal Responsibility Assessments

—— The effects from the standpoint of the public and the victim ——

Hiroko YAMADA*

This study aims to clarify (1) whether the public and a victim of a crime might make different assessments, and (2) whether apologies of perpetrators might reduce such discrepancies. One of six scenarios about a traffic accident was assigned to each subject, and the public and the victim, levels of negligence, levels of severity of the accident, and levels of apology were manipulated. Each subject was required to rate the responsibility of the perpetrator. ANOVA revealed that (1) the public assessed the responsibility of a perpetrator moderately, but a victim assessed the responsibility severely, (2) both the public and a victim assessed the responsibility in accordance with the level of negligence, but a victim took not only negligence but also the severity of the accident into assessment, (3) an apology by the perpetrator reduced the discrepancy of the assessment between the public and a victim. Path analysis on the process of responsibility assessment suggested that apologies by the perpetrator improved the victim's assessment of "negligence of perpetrator" and "anger to perpetrator".

*Doctoral Student, Hokkaido University